# I「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート(案)」関係

■ 意見募集期間: 令和4年7月7日(木)から令和4年8月5日(金)まで

■ 意見提出数: 11件(法人•団体:8件、個人:3件)

■ 意見提出者: ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	株式会社NTTドコモ
4	株式会社オプテージ
5	日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社
7	ソフトバンク株式会社
8	楽天モバイル株式会社
_	個人(3件)

<sup>※</sup> 提出意見の要約部分(灰色の網掛け部分)においては、各法人の名称について、日本電信電話株式会社は「NTT 持株」、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は「NTT 東西」、株式会社 NTT ドコモは「NTT ドコモ」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「NTT コム」、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は「NTT コムウェア」、株式会社エヌ・ティ・ディ・データは「NTT データ」と表記しています。

頂いた御意見

頂いた御意見に対する考え方

提出意見を踏まえ た案の修正の有無

意見〇一1 既存の規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、産業の成長・発展を抑制していないかを検証し、速やかにそうした規制や ルールを大胆に見直すことを要望。

NTTドコモがNTT東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT東西とNTTドコモやNTTコムとの連携においては、これまで以 上に公正競争に配意するとともに、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。ただし、研究開発競争の状況の把握に あたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証することが必 要。

法人市場の分析・検証にあたっては、通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプレイヤーにも広く意見を募りながら行っていく ことが適切。そのため、総務省においては、アプリケーションやクラウド等のソフトウェアやプラットフォームを含め、市場全体を広く捉え た上で、法人市場の動向やプレイヤー間の競争状況の分析・検証の実施を要望。

#### 1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサ ービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロ ードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユー ザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプ リケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーシ ョンや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや 「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G や LPWA を通じて、情報通信市場に相次 いで新規参入してきています。加えて、GAFAM等のプラットフォーマーが海外の通信 事業者のコアネットワーク機能を担うケースが出てきており、ネットワークレイヤー の垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、 IoT、ビッグデータ、AI 等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランス フォーメーションが進んできている中、with/after コロナの時代において、さらに 加速していくものと考えます。

今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由か つ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創 出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の 利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結び つきは益々深化していくことになると考えます。

そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するので はなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、

- いただいた御意見については、今後 | 無 の市場検証等の参考とさせていただき ます。
- また、適切な検証を行うために必要 な情報を積極的に提供していただける ことを期待しております。
- 法人向けサービスの実態把握に当た っては、法人向けサービスを提供する SIerやベンダー等の事業者についても 留意するとともに、法人向けサービス の各レイヤーの相互関係にも留意して まいります。

他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く 検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資するサービス等の提供や事業の継続 性確保に向けた通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール(LRIC 方式による固定電話の接続料算定等)や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール(NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制)が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

#### 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配意するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。

## 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外のSIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーマー等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせソリューションや SaaS として提供しています。こうした実態を踏まえると、法人市場の分析・検証にあたっては、通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプレイヤーにも広く意見を募りながら行っていくことが適切であると考えます。

また、法人市場におけるプレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、供給者側からのアプローチのみで市場競争の状況等を検証することは困難であり、民間企業へのヒアリング・アンケート調査や各自治体における過去の公募要件の確認等を通じて、需要者側からも分析・検証することが必要であると考えます。

この点、電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)(案) (以下、年次計画案という)では、SIer やベンダ等の関係事業者や需要者側である 民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、市場の実態把握を行うという方向 性が示されていることに賛同いたします。

一方で、年次計画案では、法人市場を移動系通信(法人向け)市場、固定系通信 (法人向け)市場、ソリューション市場、その他(ソフトウェア、ハードウェア等) の部分市場に分割した上で、実態を把握するという検証の方向性が示されています が、プレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、部分市場に閉じた 検証は、市場動向に逆行するものであると考えます。

そのため、総務省においては、アプリケーションやクラウド等のソフトウェアやプラットフォームを含め、市場全体を広く捉えた上で、法人市場の動向やプレイヤー間の競争状況の分析・検証を実施いただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

#### 1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G や LPWA を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM 等のプラットフォーマーが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが出てきており、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、 IoT、ビッグデータ、AI 等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/after コロナの時代において、さらに加速していくものと考えます。

今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。

そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資するサービス等の提供や事業の継続性確保に向けた通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール(LRIC 方式による固定電話の接続料算定等)が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

#### 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配意するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。

#### 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外の SIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーマー等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせソリューションや SaaS として提供しています。こうした実態を踏まえると、法人市場の分析・検証にあたっては、通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプレイヤーにも広く意見を募りながら行っていくことが適切であると考えます。

また、法人市場におけるプレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、供給者側からのアプローチのみで市場競争の状況等を検証することは困難であり、 民間企業へのヒアリング・アンケート調査や各自治体における過去の公募要件の確認 等を通じて、需要者側からも分析・検証することが必要であると考えます。

この点、電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)(案)(以下、年次計画案という)では、SIer やベンダ等の関係事業者や需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、市場の実態把握を行うという方向性が示されていることに賛同いたします。

一方で、年次計画案では、法人市場を移動系通信(法人向け)市場、固定系通信(法人向け)市場、ソリューション市場、その他(ソフトウェア、ハードウェア等)の部分市場に分割した上で、実態を把握するという検証の方向性が示されていますが、プレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、部分市場に閉じた検証は、市場動向に逆行するものであると考えます。

そのため、総務省殿においては、アプリケーションやクラウド等のソフトウェアや プラットフォームを含め、市場全体を広く捉えた上で、法人市場の動向やプレイヤー 間の競争状況の分析・検証を実施いただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社】

#### 【西日本電信電話株式会社】

意見0-2 競争事業者へのヒアリングを行う等、広く情報収集し、比較・検証が行われたことは有意義。検証に必要な情報については可能な限り提供 していく考え。ただし、研究開発に係る情報は、慎重な取扱いが求められることに留意が必要。

- ・情報通信市場の発展に向けては、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押しし、 社会的課題の解決等を実現していくことが必要と考えます。
- ・また、電気通信市場検証会議での検証強化が必要とされた事項については、当社グ ループのみならず競争事業者の情報も広く収集し、比較・検証するとともに、電気│○ また、検証に必要な情報を可能な限 通信事業者以外のプレイヤーを含めた市場分析・検証が必要と考えております。
- ・この点、令和3年度検証において、競争事業者へのヒアリングを行うなど、広く情 報収集し、比較・検証が行われたことは有意義であったと考えます。
- ・当社は、新ドコモグループに係る再編成においても公正競争確保の在り方に関する 検討会議報告書(2021年10月12日)及び総務省の要請文書(2021年10月29日) を踏まえ、禁止行為規制や累次の公正競争要件を遵守のうえ進めており、引き続き、 検証に必要な情報については可能な限り提供していく考えです。
- ・ただし、研究開発に係る情報はイノベーションの源泉であり、市場競争のみならず 国際競争力にも影響を及ぼし得る情報であることを踏まえ、慎重な取扱いが求めら れることに留意が必要であると考えております。

【株式会社 NTT ドコモ】

- 関係事業者からの情報収集に関する 無 御意見については、賛同の御意見とし て承ります。
- り提供していただけることを期待して おります。
- なお、「電気通信事業分野における市 場検証に関する基本方針」の脚注1(2 頁) に記載のとおり、「総務省が市場検 証のプロセスで収集したデータ等のう ち、公表された場合に当事者又は第三 者の権利、利益や公共の利益を害する おそれのあるものについては、非公表 とすることも含め、取扱いに十分な配 慮」を行うこととしております。

意見0-3 モバイルサービスが行政・金融・交通・物流・その他産業全般とつながる基幹インフラ、すなわち国の経済行為そのものであることを踏ま えた、より中長期的・本質的な視点での通信市場の在り方について分析・整理し、市場検証における評価や各種政策検討につなげることを強 く要望。

電気通信事業分野は、今後多くの産業分野の発展を支える社会基盤インフラとして、 これまで以上に大きな役割を担っていくことが期待されています。 IoT やビッグデー タ、AI などの活用によって、医療や教育、農業等といった多くの産業分野において DX が進んでいく中、今後控えているBevond5G(6G)時代では、さらに多種多様なプレイ ヤーが台頭し、新しいサービスの創出も期待されるところです。

近年、モバイル分野においては、市場分析等を踏まえつつ、通信と端末の分離や電 気通信事業者間の乗り換え障壁の低下等の各種政策が実施されてきましたが、今後は、 モバイルサービスが単なる個人個人間のコミュニケーションツールにとどまらず、行 政・金融・交通・物流・その他産業全般とつながる基幹インフラ、すなわち国の経済行 為そのものであることを踏まえた、より中長期的・本質的な視点での通信市場の在り 方について分析・整理していただき、市場検証における評価や各種政策検討につなげ ていただくことを強く要望します。

【ソフトバンク株式会社】

○ 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。

## 意見0-4 総務省への報告項目全般について精査の上、報告項目の速やかな整理・削減を要望。

2019年の改正電気通信事業法の施行以降、総務省殿に対する報告項目が増加してお ○ 検証内容の見直しとともに、データ 無 り、電気通信事業者における負荷や対応コストが課題となっています。

の把握の要否を整理した上で、事業者

先の報告規則改正を機に、報告項目の一部見直しがありましたが、これに止まるこ となく、今後も各データが現状実施されている分析や検証に真に必要か、また市場の 変化等により報告意義が薄れているものはないか等、報告項目全般について精査の上、 報告項目を速やかに整理(削減)いただくことを要望します。

の負担にも配意しつつ、電気通信事業 報告規則に基づく報告事項や事業者ア ンケートの内容を随時見直していくこ ととしております。

【ソフトバンク株式会社】

意見O-5 NTTグループの組織再編については、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート(案)」の「市場検証の取組におけ る組織再編に係る対応等」に沿って、市場検証の取組を着実に進めることが重要。また NTT グループの連携状況の変化、法人向けサービス市 場の競争への影響について継続的に検証を進める必要。

はじめに

本年1月に実施された NTT ドコモによる NTT コム及び NTT コムウェアの子会社化を 皮切りとした新ドコモグループの組織再編や本年 10 月以降に実施される NTT データ の組織再編等、NTT グループ各社の連携を強化・一体化する動きが加速しています。 こうした NTT グループの組織再編については、その内容に応じて、規制の潜脱や公正 競争への影響が考えられるため、今回、「電気通信事業分野における市場検証(令和3 年度)年次レポート(案)」(以下「年次レポート(案)」という。)で示されたとおり、 「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」に沿って、市場検証の取組を着実 に進めることが重要と考えます。

また、新ドコモグループの組織再編や NTT データの組織再編によって、NTT グルー プの連携状況がどのように変化し、法人向けサービス市場の競争にどのような影響を 与えているかについて、継続的に検証を進める必要があると考えます。

【KDDI 株式会社】

○ 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。

# 1. 電気通信市場の分析

# 1-1 重点的検証結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見1-1-1 MN03社の廉価プランが囲い込みの手段として機能し、公正な競争の	阻害要因となっている可能性が考えられるこ	ことから、提供の是非
について検討が行われることを希望。		
「利用者アンケートにおいて、現在利用契約している携帯電話サービスが仮に利用	○ 今後の市場検証等の参考とさせてい	無
できなくなった場合、(略)総じて、同一事業者が提供するブランドが変更先として回	ただきます。	
答される傾向」(P12) にあり、「携帯電話サービスの選択に当たっては、当然に価格は		
重要な考慮要素となっているが、通信品質等も主要な考慮要素となって」(P14) いる		
ことに鑑みると、通信品質がメインブランドと同等である MNO3 社の廉価プランが囲い		
込みの手段として機能し、公正な競争の阻害要因となっている可能性が考えられるこ		
とから、その提供の是非について検討が行われることを希望します。		

なお、「IQ25_1 仮にあなたが現在メインで利用している携帯電話事業者のサービス		
が利用できなくなった場合、どの事業者のサービスに変更しますか」(P276)等のアン		
ケートの設問については、利用者により「サービスが利用できなくなった場合」とし		
て想定するケースがまちまちであると思われ、その回答結果が「サービス間の代替性」		
(P12) を必ずしも正確に反映しているとは言えない可能性もあるため、分析・検証に		
当たっては設問項目の妥当性にも留意していただきますようお願いいたします。		
【楽天モバイル株式会社】		
意見1-1-2 電波の割当てに関する意見		
忘光・		
競争ルールなどが明記されているが、楽天モバイルにプラチナバンドを割り当てて	○ 電波の割当てに関しては、市場検証	無
ない時点で公正な競争は成り立たないと思います。	会議における市場検証の対象項目とは	
電波の割り当てがされてないことで起こる電波が繋がりにくいなどの問題は、すべ	しておりません。	
て総務省に責任があるのでちゃんと割り当てて頂きたい。	○ 移動系通信市場を巡る市場環境の変	
	化の影響に関しては、重点的検証の対	
【個人2】	象として検証してまいります。	
意見1-1-3 電波の割当てに関する意見		
元国営企業のドコモが楽天モバイルへのプラチナバンドの再分配を反対しているこ	○ 電波の割当てに関しては、市場検証	無
とがおかしいと思う。プラチナバンドなどの電波を新規参入企業を割り当てずに国営	会議における市場検証の対象項目とは	<b>7</b> 111
企業のドコモなどを優遇する総務省の姿勢にも異常性を感じる。	しておりません。	
正人・シェーとはこと後にプラルの切目・ク女力にし共用圧と述しる。	○ 移動系通信市場を巡る市場環境の変	
	化の影響に関しては、重点的検証の対	
【個人3】		
[個人3]		

# 1-2 移動系通信

には、早期に制度的対応がなされることを要望。

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見1-2-1 MNPの利用数の掲載のみならず、増減要因等の調査・分析を行うべき	0	
MNP の手続きについては、「スイッチング円滑化タスクフォース報告書」(令和3年5月28日公表)において「今後2年以内を目途にワンストップ化が実施できるよう、課題の解決に向けて取り組むことが適当」(P38)とされていることから、令和5年春頃にワンストップ化されると見込まれるところ、その効果や影響などについて評価・検証を行うためにも、MNPの利用数の掲載のみならず、その増減についての要因等の調査・分析も行われるべきと考えます。	○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
意見1-2-2 今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に	より着目した市場分析・検証を行い、競争」	この課題等がある場合

- ・ MNO 各社からより低廉な新料金プランの提供が開始され、至近の MVNO の携帯電話 向け契約数は減少に転じている等、MNO グループの寡占化が現実的なものとなりつ つあります。この点、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化 を図っていくためには引き続き MVNO が市場における競争の軸として機能すること が重要であり、特に MNO グループと MVNO のイコールフッティングの確保の重要性 は高まっております。
- ・ 今後の市場検証において、MNO グループと独立系 MVNO との間の競争により着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望いたします。
- ・ なお、MNO のサブブランドは MVNO 各社に近接した料金プランを投入しており、MVNO 市場も再び MNO グループによる協調的寡占状態となるおそれがあることから、サブブランドの契約数を MNO 契約数と分離した上で各社シェア分析をする等、独立系 MVNO と MNO グループ間の競争状況が検証可能な分析の実施を要望いたします。

質を保つための資金を市場を損耗させるレベルの行き過ぎた過当競争に使い続ける

【株式会社オプテージ】

$\bigcirc$	今後の市場検証等の参考とさせてい	4
7-	・だきます	

# 1-3 固定系データ通信

提出意見を踏まえ 頂いた御意見 頂いた御意見に対する考え方 た案の修正の有無 意見1-3-1 「MNOによる固定通信市場の支配」が顕在化している状況にあり、事業者形態別契約数シェアではMNOの割合は7割を超える状況。MNOの 勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視し、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じることを要望。 ・ FTTH の提供形態別の契約数の推移では、2018 年度に「卸電気通信役務」型の契約 │ ○ 今後の市場検証等の参考とさせてい │ 無 数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況となっています。こ ただきます。 の状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「MNO に よる固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 ・ また NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数が 800 者を超える状況にも関わらず、 事業者形態別契約数シェアでは MNO の割合は 7 割を超える状況となっています。 ・ このような状況が継続すれば、設備設置事業者の設備投資インセンティブは失わ れるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備設置事業者が淘汰され、結 果としてNTTが設備を独占するようになるのは明らかです。 ・ MNO の勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくと ともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを 要望いたします。 【株式会社オプテージ】 意見1-3-2 ライフラインの維持という観点から通信インフラが破綻しかねない過当競争の禁止を強く推し進めるべき。 現在、異常なキャッシュバックの原資を確保する為に本来は設備投資を行い通信品 | 〇 いただいた御意見については、参考 | 無

として承ります。

MNO3 社とソニーネットワークコミュニケーションズ、CATV(JCOM 等 KDDI 傘下)、電力 系事業者によって、FTTH なのに 22 年前の東京メタリック通信が提供していた ADSL と 同等の通信品質にしかならないという非常識な状態となっている。

これはベストエフォートという最低保証が無いサービスであるという部分を逸脱し ている。

また、コレは社会的重要インフラとなったネットワークに対して手抜き整備をして いる事である為、令和4年7月1日夜間から7月4日にかけて発生した長時間大規模 通信障害と同じ現象を引き起こす最大の要因である。

停波した 3G 回線設備から 4G 回線への切り替えによって障害が発生したのは本来は 小規模なエリアに区切って年単位の時間をかけて段階的に進めた方が確実で安全性が 高いのを、期間が長くなることで設備切り替えにかかる人件費等をケチる為に、短期 間での突貫作業になり十分な事前準備が無い状況での強行が引き金である。

今回発生した大規模障害は固定通信分野にも十分起こりえる事である。

2024年1月にはアナログ回線の廃止を控えているが、NTTの事前準備に不備はない だろうか?

また、移動通信分野でもソフトバンク: 2024年1月、NTT ドコモ「FOMA」: 2026年3 月末に3G回線設備停止が予告され、その近辺で今回のKDDI大規模障害の要因となっ た 3G 回線設備から 4G 回線への切り替えが行われる。

障害発生時は小規模とは言え、台風4号が接近している中での通信障害であった。 携帯電話のみで「家族割」で特定携帯電話会社しか所有していない家庭が最も多く なっている状態である。

そんな状況で携帯電話契約数がトップの NTT やボーダフォン買収後、移動通信だけ でなく固定通信でもかなりの契約者が居るソフトバンクで障害が大規模な台風・地震・ 火山噴火・津波・異常気象による猛暑・豪雪と重なるのは悪夢であろう。

単なる市場競争の一環という視点ではなく、最後の命綱となるライフラインの維持 という観点から通信インフラが破綻しかねない過当競争の禁止を強く推し進めるべき である。

【個人4】

## 1-4 法人向けサービス

- 意見1-4-1 法人市場の分析・検証にあたっては、電気通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプレイヤーにも広く意見を募りながら行 っていくことが適切。また、法人市場におけるプレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、供給者側からのアプローチ のみで市場競争の状況等を検証することは困難であり、需要者側からも分析・検証することが必要。
- ・ 法人市場では、電気通信事業者だけでなく、国内外の SIer やベンダ、GAFAM 等の | 〇 法人向けサービスの実態把握に当た | 無 グローバルプラットフォーマー等を含む様々なプレイヤーが、SIやクラウド、通lっては、法人向けサービスを提供する 信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせソリューションや SaaS として SIerやベンダー等の事業者についても

提供しており、また、その提供形態も「BtoBtoX モデル」が増えつつあり、多様化が進んでいるところです。

- ・ こうした実態を踏まえると、法人市場の分析・検証にあたっては、電気通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプレイヤーにも広く意見を募りながら行っていくことが適切であると考えます。
- ・ また、法人市場におけるプレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、供給者側からのアプローチのみで市場競争の状況等を検証することは困難であり、民間企業へのヒアリング・アンケート調査や各自治体における過去の公募要件の確認等を通じて、需要者側からも分析・検証することが必要であると考えます。

留意してまいります。

【株式会社 NTT ドコモ】

意見1-4-2 法人向けサービス市場の動向の分析にあたっては、「ネットワーク市場」の回線契約数について定量的な検証を行うことに加えて、「ソ リューション市場」と「ネットワーク市場」間の相互関係等も分析・検証することが重要。また、NTTグループ各社の動向について、新 ドコモグループの組織再編やNTTデータの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴うNTTグループの連携状況の変化等について 検証が必要。

法人向けサービス市場は、隣接領域である「ソリューション市場」での競争力が電気通信事業領域である「ネットワーク市場」の回線契約に影響する市場であると認識しています。

そのため、市場動向の分析にあたっては、「ネットワーク市場」の回線契約数について定量的な検証を行うことに加えて、年次レポート(案)にあるとおり、「ソリューション市場」と「ネットワーク市場」間の相互関係等も分析・検証することが重要であると考えます。

また、法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者である NTT グループ各社(NTT 東・西、NTT コム、NTT コムウェア、NTT データ等)の動向について、新ドコモグループの組織再編や NTT データの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴う NTT グループの連携状況の変化等について検証が必要です。

検証については、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)(案)」(以下「年次計画(案)」という。)で予定されている「法人向けサービスの需要者へのヒアリングやアンケート※」のなかで、例えば、NTT グループの連携による営業提案の増加有無や営業提案の際の NTT グループのフォーメーション、NTT グループの連携が法人向けサービス提供事業者の選択にどのような影響を及ぼしているか等を確認することが考えられます。

#### ※年次計画(案)P3

需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、法人向けサービスをめぐる各市場の実態を把握する。

- 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。
- 法人向けサービスの実態把握に当たっては、NTTデータをはじめとするSIerやベンダー等の事業者についても留意するとともに、法人向けサービスの各レイヤーの相互関係にも留意してまいります。

【KDDI ᡮ	朱式会社】
---------	-------

意見1-4-3 ローカル5G市場については、「ローカル5G導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、NTT東西による地域主体の事業機会の奪取の有無、禁止行為規制に抵触する行為の有無、第三者を通じた潜脱的行為の有無等の行為が行われていないか実態把握・検証が必要。また、将来的にローカル5Gを通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要。

ローカル 5G の導入趣旨は、地域の企業や自治体等の様々な主体による参入を促すことであると理解しています。

現時点では実証実験の段階と認識しておりますが、今後商用化に向けて、地域や法人分野において様々な顧客接点を持つ NTT グループがローカル 5G 市場の公正な競争を阻害するおそれもあるため、NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コムの連携状況等における精緻な検証に加え、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、以下のような行為が行われていないか実態把握・検証が必要と考えます。

- ✓ 地域通信のドミナントである NTT 東西が地域主体の事業機会を奪っていないか
- ✓ NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コムの連携において禁止行為規制に抵触するような 行為が行われていないか
- ✓ 第三者を介した潜脱的行為が行われていないか

また、今後は、通信モジュールを中心とした IoT 市場の一部をローカル 5G が代替していくことが想定されるため、将来的にローカル 5G を通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要と考えます。

○ 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。

○ なお、令和4年度においては、「ローカル5G事業における実態の把握」を 重点的検証項目としております。

【KDDI 株式会社】

# 意見1-4-4 通信モジュール市場においても5G-SA時代のIoTを見据え、競争を活性化させるために、MNOとMVNO間でのイコールフッティングを確保する観点からの検証が重要。MNOとMVNO間の協議推進や3GPP等での標準化早期実現に向け、引き続き有効な施策の検討を要望。

- ・ IoT 向け通信サービス市場において、MNO によるシェアが約8割となっている中、これまでのスマートフォン向け通信市場では多くのMVNOとMNO等との間で競争が活性化し、多様なサービスが創造され利用者利益も向上してきたと考えられるところ、通信モジュール市場においても5G-SA時代のIoTを見据え、競争を活性化させるためには、MNOとMVNO間でのイコールフッティングを確保する観点から検証を行っていくことが重要と考えます。
- ・ この点、現状において MNO が 5 G (SA 方式) でのサービスを開始し始めている中、標準化が未対応等の理由により、MVNO への 5 G (SA 方式) 機能提供が実現されておらず、この状況が長期化すれば、MVNO が淘汰され、通信モジュール市場も MNO グループの寡占状態となり、その結果、料金の高止まりやサービスの横並びなど、利用者利便を大きく損ねる可能性があると考えております。このため、総務省殿において、MNO と MVNO 間の協議推進や 3GPP 等での標準化早期実現に向け、引き続き有効な施策を検討いただくことを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

○ 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。

# 1-5 研究開発競争の状況の把握

意見1-5-1 NTT データの再編に伴い、電気通信市場検証会議において、研究開発分野におけるNTT 持株とNTT データの関係性・連携内容・公正競 争条件に対する考え等の確認が必要。その旨の追記を要望。

電気通信市場検証会議(以下、「本検証会議」という。)第29回(2022年5月17日) における日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。) 殿のプレゼンによると、 2022 年 10 月には株式会社 NTT データ (以下、「NTT データ」という。) 殿の海外事業会 社が設立され、2023年7月にはNTT データ殿の国内事業を分割し国内事業会社が設立。 されます。

NTT データ殿の「記者会見プレゼンテーション資料(2022 年 5 月 9 日)」には、当該 再編の目的として「R&D 分野での連携強化」、「IOWN のグローバル展開」など研究開発 分野に関する NTT 持株殿やその他 NTT グループ会社との連携が挙げられているほか、 2022 年 10 月に分割される予定の海外事業会社の株式の 45%を、NTT 持株殿が所有す るとされていることから、研究開発分野における NTT 持株殿と NTT データ殿との連携 内容に大きな変化が生じることも十分考えられます。

したがって、NTT データ殿の再編に伴い、本検証会議において、研究開発分野におけ る NTT 持株殿と NTT データ殿の関係性・連携内容・公正競争条件に対する考え等を確 認することが必要と考え、本レポート案について以下のとおり修正すべきと考えます。

## 【修文案】p. 144

来年度以降も引き続き、主要な電気通信事業者における研究開発の状況について、 継続的に確認を行っていく。また、2022年5月9日に公表された、NTTデータの再編 は研究開発分野での連携強化を目的とされていることから、NTT 持株と NTT データ(分 割される予定の国内事業会社・海外事業会社を含む)との研究開発に関する関係性・ 連携内容・公正競争条件への考え方について確認する。

【ソフトバンク株式会社】

- 御指摘の点も含め、引き続き、主要な 無 電気通信事業者における研究開発の状 況について、確認を行う方針です。
- なお、「電気通信事業分野における市 場検証(令和3年度)年次レポート」(以 下「年次レポート」といいます。)中、 御指摘の部分は、「研究開発の状況につ いて、継続的に確認を行っていく」との 方針を記載した部分であり、具体的な 確認事項を記載する部分ではありませ んので、原案どおりとさせていただき ます。

# 2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

## 2-1 重点的検証結果

頂いた御意見

頂いた御意見に対する考え方

提出意見を踏まえ た案の修正の有無

意見2-1-1 ダークファイバやコロケーション等の設置条件等の同等性の確保のため、「客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信 事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証」が行われることは非常に有意義であり、今後も継続的に検証を行い、定量的デ ータの蓄積と必要に応じて議論・検証範囲の拡大などの検討を行うことに賛同。また、一般コロケーションと義務コロケーションそれ ぞれにおいて、他事業者向けとNTTグループ向けの対応の比較が必要。

ダークファイバやコロケーション等の設置条件等の同等性の確保のため、本検証会 │○ 賛同の御意見として承ります。 議において「客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不 ┃○ いただいた御意見については、今後

当に優先的な取扱い等の有無等の検証」が行われることは非常に有意義であり、今後 も継続的に検証を行い、定量的データの蓄積と必要に応じて議論・検証範囲の拡大な どの検討を行うことに賛同します。

なお、局舎スペースの利用に関する検証における「(1)利用申込・対応結果」に関 しては、同一局舎において義務コロケーションと一般コロケーションの利用申込が両 方存在する局舎において「"他事業者"向け義務コロケーションへの対応と"NTT グ ループ"向け一般コロケーションの対応の差」を検証し「NTT グループの一般コロケ ーションと他事業者の義務コロケーションの利用申込への対応結果は同等」と結論づ けられています。この検証は、コロケーションに関する NTT グループのグループ内に 対する不当な優先的取り扱いの有無の検証として一定の意義があると考えますが、接 続約款等による一定の回答基準が定められる義務コロケーションと、相対契約として 整理される一般コロケーションの比較であり、比較対象が完全には一致していませ  $\lambda_{\circ}$ 

より精緻な検証としては、「"他事業者"向け一般コロケーションへの対応と"NTT グループ"向け一般コロケーションの対応」及び「"他事業者"向け義務コロケーシ ョンへの対応と"NTT グループ"向け義務コロケーションの対応」の比較が必要であ り、次年度以降の検証においてこの点留意いただきたいと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

の市場検証等の参考とさせていただき ます。

## 意見2-1-2 総合的な事業能力を測定するための諸要因を勘案し、市場支配的な事業者として禁止行為規制の対象とされている NTT東西・NTTド コモとそれ以外の MNOは明確に区別し検証を行うべき。

「電気通信事業者の業務の適正性等の確認関係」において、禁止行為規制の対象事 業者である東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿 | という。)・株式会社 NTT ドコモ (以下、「NTT ドコモ | という。) 殿に対する 検証を継続して行う一方、MNO 各社においても広く把握・検証を継続していく旨記載 されておりますが、以下①~③の理由から、現状、総合的な事業能力を測定するため の諸要因を勘案し、市場支配的な事業者として禁止行為規制の対象とされている NTT 東西殿・NTT ドコモ殿とそれ以外の MNO は明確に区別し検証を行うべきと考えます。

①現在、第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者のうち市場支配的 事業者として、NTT ドコモ殿が指定され禁止行為規制の対象事業者とされている。 これは「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を 受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指 定に当たっての基本的考え方(2016年4月27日)」において示されている市場シ ェア及び諸要因(※参考)を総合的に勘案した結果であり、NTT ドコモ殿は依然と して 40% 紹の市場シェアを有しているのみならず、事業規模(資本金、収益、従 業員数)、市場への影響力・ブランド力、共同支配、研究開発力等が強大且つその 他公社時代から各種資産を引き継ぐ NTT グループの主要企業であること。

- 年次レポート (192頁) に記載のとお 無 り、「電気通信事業法第30条に基づく禁 止行為規制の適用対象事業者としての 指定対象となりうるものの、当該指定 を受けていない電気通信事業者に対 し、当該事業者を含む関係事業者等へ のヒアリングやアンケート等を通じ、 グループ内事業者への優先的な取扱い 等について、広く把握・検証していく」 こととしております。
- この点、「電気通信事業分野における」 市場検証に関する年次計画(令和4年 度) 中、「電気通信事業者の業務の適正 性等の確認に当たっての観点」に従っ て検証します。

②NTT ドコモ殿はボトルネック設備を有する NTT 東西殿と NTT 持株殿の下で一定 の資本関係を有していたところ、一昨年の NTT 持株殿による完全子会社化により NTTグループ内の資本関係が強固になったこと。

③NTT ドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コム」という。) 殿における法人事業やネットワーク等の事業統合に加えて、2022 年1月1日付の NTT コム殿の完全子会社化も含め、NTT ドコモ殿を取り巻く環境 は大きく変化しており、さらなる競争力強化が見込まれること。

(※参考 電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受 ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に 当たっての基本的考え方)

例えば以下のような当該雷気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要 因も踏まえ、総合的に判断する。

- · 事業規模(資本金、収益、従業員数)
- 市場への影響力、ブランド力
- ・ 製品・サービスの多様性
- 潜在的な競争の不在
- 技術上の優位性・卓越性
- 需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- サービスや端末等の販売・流通における優位性
- 共同支配

【ソフトバンク株式会社】

意見2-1-3 NTTグループの組織再編が進む中において、NTTドコモ完全子会社化に伴う検証、NTTドコモによるNTTコム子会社化・ドコモグループ の結成に関する検証及びNTTデータ殿再編に伴う市場影響の検証については依然として懸念があり、本検証会議において継続的な対応 と実態の把握が必要。

NTT ドコモ殿の完全子会社化を始めとする一連の NTT グループー体化の動き (※ 1) による公正競争上の懸念の高まり、2020年12月3日より開始された「公正競争 の在り方に関する検討会議」(以下、「公正競争検討会議」という。)や、その後の 「情報通信行政検証委員会」での議論及び各報告書に記載された内容(※2)を踏ま えると、NTT グループを巡る規制の議論・検証は継続して必要と考えるところ、本レ ポート案において「公正競争上の問題をもたらす可能性があると認めるかどうかの判 断や公正競争に与える影響の度合いについては、個別の事例に応じて、その都度検討 されることになる。」と示されたことは有意義と考えます。

ただし、既に組織再編が進む中において、以下①~③のような点については、競争 事業者としては依然として懸念があり、本検証会議において継続的な対応と実態の把 握が必要と考えます。

① NTT ドコモ殿完全子会社化に伴う検証

- 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。
- なお、各事業者におかれては、検証に 必要なデータの提出をはじめとする、 総務省における検証への御協力を期待 しております。

- ・NTT ドコモ殿の完全子会社化の影響を受け、NTT グループ内における内部相互補助による競争事業者排他が行われていないか
- ・NTT 持株殿の下、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿の所有する、固定・移動のネットワークの融合やアクセス網とコアネットワークの一体化に伴い、通信市場とその関連市場の融合などによって、規制や市場支配力の在り方に変化が生じるのではないか
- ② NTT ドコモ殿による NTT コム殿子会社化・ドコモグループの結成に関する検証
- ・禁止行為規制対象事業者・特定関係事業者同士(NTT ドコモ殿、NTT コム殿)の 資本的結合の強化により、公正競争上の影響が生じるのではないか
- ・NTTドコモ殿は禁止行為規制により、特定関係法人を不当に優先的に取り扱うことは禁止されている中、法人事業やネットワークを統合することは禁止行為規制に抵触しないのか、また、禁止行為規制(優先的な取扱いの禁止・接続の業務に関し知り得た情報流出禁止)をどのように担保するのか
- ・株式会社 NTT ぷらら(以下、「NTT ぷらら」という。)殿は NTT ドコモ殿の特定関係法人であり、同社の統合により禁止行為規制を潜脱するのではないか
- ・NTT ドコモ殿の法人事業を NTT コム殿へ移管・統合することで、外形的には禁止 行為である共同営業は行わなくとも、システムやソフトウェア、サービスが共有 されることにより禁止行為規制に抵触するのではないか
- ・ドコモグループ中期戦略会見では、NTT コム殿にて提供される法人事業について「ドコモビジネス」という新ブランドを立ち上げることを明言しているが、これは市場支配的事業者の指定の諸要因の一つであるブランド力を用いたものであり問題があるのではないか
- ・NTT ドコモ殿からエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社殿への取引について、NTT コム殿を介することにより、NTT ドコモ殿が禁止行為規制を潜脱することができるのではないか
- ・IOWN にて、様々なレイヤで一体的に研究開発/構築され、実質的なボトルネックが NTT 東西殿以外の領域まで拡大したり、NTT 仕様に固定化する懸念があるのではないか
- ・ビル・電力や伝送路等インフラ設備の統合により生まれた余剰資産(旧来は公社 時代からのもの)が、NTT グループ内で優先的に活用されるのではないか
- ③ NTT データ殿再編に伴う、市場影響の検証
- ・海外市場における連携強化は、国内市場の競争力にも影響を与え得るため、国内 の競争環境に影響を及ぼすのではないか
- ・国内事業会社の分離趣旨、分離会社の事業内容・構成・規模等が不明であり、国 内市場の公正競争に影響を及ぼすのではないか

- ・「NTT データ HD・国内事業会社」のみが公正競争条件を引き継ぐこととされているが、国内市場の公正競争に影響を及ぼさないことの担保が十分なされるのか
- ・NTT グループ会社間での R&D や IOWN 構想における連携・グローバル展開の強化 に伴い、公正競争環境に影響を及ぼすのではないか

#### ( % 1 )

- ・2020年12月29日に実施されたNTT持株殿によるNTTドコモ殿の完全子会社化
- ・2022 年 1 月 1 日に行われた NTT ドコモ殿による、NTT コム殿・NTT コムウェア株式会社(以下、「NTT コムウェア」という。)殿の子会社化・NTT ぷらら殿の吸収に伴い、2022 年度第 2 四半期に機能統合と事業責任の明確化・法人事業やネットワークの機能統合等の対応が行われること
- ・2022 年 10 月には NTT データ殿の海外事業会社が設立され、2023 年 7 月には国内事業会社が分割する予定であること

#### (\*\*2)

<電気通信行政検証委員会 報告書>

「総務省の判断の妥当性は、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書にも 盛り込まれているが、今後、見直されたものを含む行為規制が、確実に機能している かどうかの事後的な検証を確実に行うことによって担保されることとなる」

#### <公正競争検討会議 報告書>

「市場の実態をより広く把握するため、市場分析における検証対象を拡大するとともに、既存ルール等の遵守状況等をより精緻に検証するため、現行の検証手法のうち不十分な点を見直す必要がある。また、より効率的・効果的な検証を行うため、毎年度の検証項目のうち特定の項目を重点的検証の対象と位置づける」

【ソフトバンク株式会社】

# 意見2-1-4 令和3年度検証の期間内に行ったNTTデータの再編に関するプレゼンとその議論については、本レポート案に記載されるべき。また、本件は、次年度検証では、法人向けサービスの実態把握の中で検証が行われるものと理解。その旨の追記を要望。

本検証会議 第 29 回(2022 年 5 月 17 日)における NTT 持株殿のプレゼンによる と、2022 年 10 月には NTT データ殿の海外事業会社が設立され、2023 年 7 月には NTT データ殿の国内事業を分割し国内事業会社が設立されます。

同プレゼンでは、今回の再編の趣旨は「海外事業の強化」と説明されていますが、海外市場における展開(顧客基盤強化等)及びそれに伴う隣接市場への効果波及、NTT グループの最適化(NTT データ殿と NTT コム殿の関係・機能整理等)により、本再編は国内市場にも影響し得ると考えられるところ、国内事業会社を設立する趣旨や分離会社の事業内容・構成・規模等については説明されていない状況です。

法人市場においては通信レイヤのみならず各レイヤで強みを有することが重要なところ、NTT データ殿は、旧公社から分離した事業者として分離時の公正競争条件を定

- 法人向けサービスの実態把握に当た 有っては、NTTデータをはじめとするSIer やベンダー等の事業者も対象とする方 針です。
- 御意見の趣旨を踏まえ、年次レポート中、「○ 市場検証の取組における組織再編に係る対応等」の「(※2)」(158頁)について、以下の修正を行います。

「そのほか、当該組織再編には該当しな

められている特殊な立場であり、SIerという事業内容を踏まえると、NTTドコモ殿、NTTコム殿と事業上の親和性が高く、再編に伴う国内市場における公正競争上の影響が考えられます。本検証会議第30回(2022年6月24日)において、当該再編に伴う公正競争上の懸念について、弊社もプレゼンを行いました(※1)が、本年次計画案及び本レポート案のいずれにも、NTTデータ殿の再編に関するプレゼン実施の事実や総務省殿としての弊社プレゼンの受け止め、NTTデータ殿の再編に関する市場検証としての措置及び議論・検証の必要性などについて記載がありません。

電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(2021年12月17日)には「本方針に基づく市場検証は、令和3年度より継続して、年度単位で実施すること」と記載されていることから、本来は令和3年度検証の期間内にて行ったNTTデータ殿の再編に関するプレゼンとその議論については、本レポート案に記載されるべきと考えます。また、本件は、次年度検証では、法人向けサービスの実態把握の中で検証が行われるものと理解していますが、本年次計画案において少なくともその旨を示す記載の追加が必要と考えます。

したがって、本年次計画案及び本レポート案について、以下のとおり修正すべきと 考えます。

### 【修文案(本年次計画案)】

p.3 (2) 法人向けサービスの実態把握の方針

(前略) SIer やベンダー等について、関連市場を含めて市場支配力を有すると認められる場合には、その市場支配力について考慮する。また、NTT データの再編に伴い第30回(2022年6月24日)に行われた事業者ヒアリングの内容を踏まえつつ、実態の把握と電気通信市場への影響の検証を行う

## 【修文案(本レポート案)】

(※2) そのほか、当該組織再編には該当しないものの、NTT データと NTT Ltd. の グローバル事業の統合について、NTT より第 29 回市場検証会議で説明が行われ、質 疑応答が交わされた。、第 30 回市場検証会議では KDDI、ソフトバンクより市場に与 える懸念について説明が行われているところ、次年度検証において議論することが必要

(\*1)

<NTT データ殿の再編に関する、公正競争上の懸念>

- ・海外市場における展開(顧客基盤強化等)及びそれに伴う隣接市場への効果波及、 NTT グループの最適化(NTT データ殿と NTT コム殿の関係・機能整理等)により、 本再編は国内市場にも影響し得る
- ・今回の再編を経て、国内法人市場を中心とした市場競争力強化のために、最終的に

いものの、NTTデータとNTT Ltd.のグローバル事業の統合について、NTTより第29回市場検証会議で説明が行われ、質疑応答が交わされた。、第30回市場検証会議で、競争事業者より競争上の懸念についての説明が行われた。」

NTT データ殿の国内事業会社をドコモグループに組み込む等、旧分離会社の一層の連携強化を行うインセンティブが生じる

- ・NTT グループ会社間での R&D や IOWN 構想における連携・グローバル展開の強化に 伴い、競争事業者排他となるような NTT 独自仕様化等、公正競争環境に影響を及ぼ す事象が発生しうる
- ・「海外事業会社」が共同調達に係る制限の対象外となった場合、規制の趣旨に反する懸念

<NTT データ殿の再編に関し、必要な検証・対応>

- ・海外市場における連携強化は、国内市場の競争力にも影響を与え得るため、国内の 競争環境に及ぼす影響の検証は必要
- ・国内事業会社の分離趣旨、分離会社の事業内容・構成・規模等の説明が必要であ り、これを踏まえ国内市場への影響の検証が必要
- ・「NTT データ HD・国内事業会社」のみが公正競争条件を引き継ぐこととされているが、この場合、国内市場の公正競争に影響を及ぼさないことの担保が必要
- ・NTT グループ会社間での R&D や IOWN 構想における連携・グローバル展開の強化に 伴い、公正競争環境に影響を及ぼす事象が発生しないよう検証・確認が必要

【ソフトバンク株式会社】

意見2-1-5 MNOとMVNOの公正競争のための同等性確保は、禁止行為規制ではなく第二種指定電気通信設備制度において検討・対応できる課題であることから、仮に同等性確保に具体的な問題が生じた場合には、第二種指定電気通信設備制度において検討することが適当。また、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者は、「指定に当たっての基本的考え方」の指定要件に基づき指定されるものであり、市場検証の結果のみに基づいて指定されるものではないと理解。

禁止行為規制は「市場支配力の濫用」を未然に防止する制度であり、MNOと MVNO の公正競争のための同等性確保は、制度の趣旨を踏まえれば、第二種指定電気通信設備制度において検討・対応できる課題であると考えます。したがって、仮に同等性確保に具体的な問題が生じた場合には、第二種指定電気通信設備制度において検討することが適当であると考えます。

また、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者は、「指定に当たっての基本的考え方※」の指定要件に基づき指定されるものであり、本検証の結果のみに基づいて指定されるものではないと理解しております。

※「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成28年3月)

○ 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。

○ 禁止行為の規定の適用を受ける電気 通信事業者の指定に当たっては、市場 検証会議におけるグループ内事業者へ の優先的な取扱い等の検証の結果だけ でなく、平成28年3月に策定した「電気 通信事業法第30条第1項及び第3項第 2号の規定による電気通信事業者の指 定に当たっての基本的考え方」を踏ま えて、指定の必要性の検討を要すると 承知しております。

【KDDI 株式会社】

意見2-1-6 NTTグループの組織再編に関して、これが「公正競争上の問題をもたらす可能性があると認める場合には、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する」ことに賛同。

NTT グループの組織再編に関して、これが「公正競争上の問題をもたらす可能性があ ○ 替同の御意見として承ります。 ると認める場合には、組織再編の影響等の説明を NTT グループに求めつつ、組織再編 が公正競争に与える影響を検討する」(P158)ことに賛同します。 既存ルール等に基づき現在は公平性が担保されておりますが、引き続き公正競争の 確保に努めて頂きたいと存じます。 【楽天モバイル株式会社】 意見2-1-7 新ドコモグループの統合は、法人向け通信サービス市場における競争環境に大きな変化が生じる可能性が想定され、引き続き市場の 動向の変化や、公正競争を阻害するような行為がなされていないか注視し、問題が生じている場合には、速やかに必要な措置を講じるこ とを要望。 ・ 法人向け通信サービス市場においては、顧客の複合的なニーズをトータルソリュ ○ 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ーションにて提案できることが肝要であると考えるところ、新ドコモグループに ただきます。 おいては、ドコモによる移動通信サービス、NTT コムによる固定通信サービス、NTT コムウェアによるソリューションサービスを融合することによってトータルソリ ューション提案を実現できる体制が整ったと考えます。 ・ 今回の新ドコモグループの統合は、それぞれの分野において市場影響力のある会 社による統合であり、法人向け通信サービス市場における競争環境に大きな変化 が生じる可能性が想定されますので、総務省殿においては、引き続き市場の動向の 変化や、公正競争を阻害するような行為がなされていないか注視いただき、問題が 生じている場合には、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたしま

# 2-2 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果(固定系)

【株式会社オプテージ】

す。

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見2-2-1 NTT東西、NTTドコモ両社の共同提案活動の有無を含めた電気通信業務	<b>務に関する不当な差別的取扱いの有無の継続</b>	的な検証に賛同。今
後はNTT東西とNTTコムの間の共同提案活動の有無の検証への拡大が必要	<b>長と考え、その旨の追記を要望。</b>	
NTT 東西殿・NTT ドコモ殿は、共に市場支配的な事業者として、電気通信事業法第	○ 御意見の趣旨を踏まえ、年次レポー	有
30条の禁止行為規制の対象事業者に指定されており、両社のサービスを組み合わせ	ト中、「第1節 固定系通信における禁	
た提案は競争事業者排他の懸念があることから、共同提案活動の有無を含めた電気通	止行為規制に関する業務の状況等の確	
信業務に関する不当な差別的取扱いの有無を継続的に検証していくことに賛同しま	認結果」「2 確認結果」(160頁) につい	
す。	て、以下の修正を行います。	
なお、本レポート案においては「NTT 東西及びNTT ドコモの間での共同提案活動に		
ついて、継続的に注視」とされているところ、NTT ドコモ殿の法人事業は NTT コム殿	「NTT東西及びNTTドコモ <u>並びにNTT東西</u>	
の法人事業と「ドコモビジネス」という名称の下統合された上で機能再編により NTT	及びNTTコミュニケーションズの間での	
コム殿に移管した状況であり、今後は NTT 東西殿と NTT コム殿の間の共同提案活動の	共同提案活動について、継続的に注視し	

有無の検証への拡大が必要であると考えます。	ていくこととした。」	
したがって、本レポート案について、以下の通り修正すべきと考えます。		
【修文案】		
(前略)NTT 東西及び NTT ドコモの間での共同提案活動について、継続的に注視し		
ていくこととした。また、NTT ドコモグループの組織再編・機能整理を踏まえ、次年		
度以降は NTT 東西と NTT コミュニケーションズ間の共同提案活動に関しても確認して		
<u>\(\lambda\)\(\lambda\)\(\lambda\)\(\lambda\)</u>		
【ソフトバンク株式会社】		
意見2-2-2 サービス卸の提供に係る対応方針に賛同。		
「サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為がないか、引き続	○ 賛同の御意見として承ります。	無
き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとるこ		
ととする」(P165) 方針に賛同します。		
【楽天モバイル株式会社】		

# 2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果(移動系)

2 0 中多久能的多电线遮旧手来自12分,包示亚门高级响12周,		187
頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見2-3-1 本年7月に実施された新ドコモグループの組織再編については、年次		
等」に沿って、市場検証の取組が行われるべきであり、まずは、市場検		** * *
説明をNTTグループに対して求め、当該説明に対する競争事業者の見解	を踏まえた上で、公正競争上の問題が生じて	ていないか、又は、生
じる恐れがないのかについて検証することが必要。特に、NTTドコモに	より不当な優先的取扱い等の禁止行為規制の	)違反や潜脱するよう
な行為が行われていないかについて、継続した確認が必要。		
本年7月に実施された新ドコモグループの組織再編は、NTTドコモによるNTTぷら	○ 年次レポート (192頁) に記載のとお	無
らの吸収合併といった禁止行為規制の潜脱につながる組織再編(※1)をはじめとし	り、「今後、NTTグループにおける組織再	
た、公正競争への影響が強く懸念される旧 NTT からの分離会社である NTT ドコモ、	編が発生した場合には、今年度明らか	
NTT コム及び NTT コムウェアの事業を再編(※2) するものとなっております。	にした市場検証の取組における組織再	
本組織再編については、年次レポート(案)の「市場検証の取組における組織再編に	編に係る対応等に基づき、適切に対処	
係る対応等」に沿って、市場検証の取組が行われるべきであり、まずは、市場検証会	して」まいります。	
議において本組織再編の詳細や公正競争への影響についての説明を NTT グループに対		
して求め、当該説明に対する競争事業者の見解を踏まえた上で、公正競争上の問題が		
生じていないか、又は、生じる恐れがないのかについて検証することが必要です。		
特に、NTT ドコモが、不当な優先的取扱い等の禁止行為規制の違反や潜脱するよう		
な行為が行われていないかについては、継続して確認していくことが必要です。		
	I	

(※1) 年次レポート (案) の「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」で取り 組みを行うとされた「NTTドコモのよる特定関係法人の吸収合併」に該当。

(※2) 本年7月に実施された新ドコモグループの組織再編

- ・ NTT ドコモによる NTT ぷららの吸収合併
- NTT コムウェアによるドコモ・システムズの吸収合併
- ・ NTT コミュニケーションズから NTT ドコモへのネットワークの移管
- ・ NTT ドコモと NTT コムの法人事業の統合(NTT コムの完全子会社としてドコモビジ ネスソリューションズの創設等)
- ・ NTT コムから NTT レゾナントへのコンシューマ向け事業の移管
- NTT ドコモによる NTT レゾナントや NTT イフの完全子会社化 など

【KDDI 株式会社】

# 意見2-3-2 NTTグループが実施する組織再編に係る市場検証の取組は、年次レポート(案)に例示される二つの組織再編に限定されるものではな く、少なくとも、公正競争への影響が強く懸念される組織再編については、「今後の対応等について」に準じて行われるべき。

NTT グループが実施する組織再編に係る市場検証の取組は、年次レポート(案)に 例示される二つの組織再編(※1)に限定されるものではなく、少なくとも、公正競 争への影響が強く懸念される組織再編(※2)については、「今後の対応等について」 に準じて、市場検証の取組が行われるべきと考えます。

(※1) 年次レポート(案) P158

- ・NTT ドコモによるその特定関係法人の吸収合併(電気通信役務の提供に影響を及ぼ す吸収分割・事業等の譲受けも含む。)
- ・旧NTT(NTT 持株・NTT 東西)と旧NTT からの分離会社との合併 (※2) 弊社の考える「公正競争への影響が強く懸念される組織再編」。
- 対象となる事業者:(1)~(3)の事業者に関する組織再編
- (1) NTT 法の規律対象事業者(旧 NTT:NTT 持株、NTT 東・西)
- (2) 旧NTT からの分離会社 (NTT ドコモ、NTT コム、NTT データ、NTT コムウェア)
- (3) 事業法上のNTTドコモの禁止行為規制対象事業者(NTTドコモの特定関係法人)
- 対象となる組織再編の手段

合併や事業の吸収分割・譲受け等、形態は様々であり、事前に公正競争へ影響を及ぼ す組織再編の手段の特定は困難なため、検証の対象となる手段を限定せず、組織再編 による公正競争への影響を競争事業者等の意見を踏まえ判断。

【KDDI 株式会社】

○ 年次レポート(158頁)に記載の「市 | 無 場検証の取組における組織再編に係る 対応等」で対象としたもの以外の組織 再編が今後発生した場合には、必要に 応じて、公正競争に与える影響を市場 検証会議等の場において検討すること になると承知しております。

# 意見2-3-3 NTTコム及びNTTコムウェアを子会社化したNTTドコモは依然として市場支配的な事業者であり、これらの会社間の連携状況等の実態を 引き続き確認していくことが必要。

NTT コミュニケーションズ及び NTT コムウェアを子会社化した NTT ドコモは依然と して市場支配的な事業者であり、法人営業領域において大きな影響力を持つことか ら、これらの会社間の連携状況等の実態を引き続き確認していくことが必要と考えま ○ 今後の市場検証等の参考とさせてい 無 ただきます。

【楽天モバイル株式会社】	

# 2-4 NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見2-4-1 NTT グループの共同調達が今後1件でも実施された場合には市場検証	会議で検証されるべき。その旨の修正を要	望。
本レポート案において示されている「令和2年9月から令和3年3月まで」の共同	○ 御意見の趣旨を踏まえ、年次レポー	有
調達実績は 0 件ですが、NTT グループの共同調達は本来禁止されているところ例外的	ト中、脚注68(174頁)について、以下	
に認められたものであることから、今後1件でも実施された場合には本検討会議で検	の修正を行います。	
証されるべきと考えます。		
つきましては、本レポート案について、以下のとおり修正が必要と考えます。	「今後、共同調達の <u>が</u> 実施 <u>件数が</u> された	
	増大した場合には、個別の共同調達案件	
【修文案】	について、「日本電信電話株式会社、東日	
p. 174 備考 68	本電信電話株式会社及び西日本電信電話	
今後、共同調達の <u>が</u> 実施件数が <u>された増大した</u> 場合には、個別の共同調達案件につい	株式会社に係る共同調達に関する指針」	
て、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に	に照らして問題がないかを検証すること	
係る共同調達に関する指針」に照らして問題がないかを検証することになる。	になる。」	
【ソフトバンク株式会社】		

# 3. 電気通信市場の検証

# 3-1 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見3-1-1 MN03社に競争阻害的な行為等がないか、引き続き注視することを要	望。	
当社や MVNO 各事業者は MNO 3 社の利用者にも選択肢としていただける携帯電話サービスを展開しているものの、「MNO 3 社のシェア合計が 80%を超えている状態」 (P178) が「継続している」(同) ことから、MNO 3 社に競争阻害的な行為等がないか、引き続き注視していただきますようお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

# 3-2 今後取り組むべき課題等

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
--------	---------------	----------------------

意見3-2-1 移動系通信市場を取り巻く競争環境には大きな変化が生じており、		
行為の有無について引き続き検証することは公正な競争環境確保に資		
な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応	なを含め速やかに必要な措置を講じることを	要望。
・ 楽天モバイルによる MNO サービスの開始、5G サービスの開始、MNO による廉価プ	○ 賛同の御意見として承ります。	無
ランの提供開始など移動通信市場を取り巻く競争環境は大きな変化が生じてお		
り、引き続き競争状況の変化に対して分析することは有効と考えます。		
・ その際、市場支配的な事業者による競争阻害的な行為の有無について引き続き検		
証することは公正な競争環境確保に資するため賛同いたします。		
・ 検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時		
に問題解決がなされるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じていただ		
くことを要望いたします。		
【株式会社オプテージ】		
意見3-2-2 FTTH市場において、引き続き競争阻害的な行為や不当な差別的取扱し	い等の有無を客観的・定量的なデータに基っ	がいて検証することが
必要。		
・ FTTH の設備面において NTT 東西は依然と大きな存在感がある一方で、小売市場に	○ 今後の市場検証等の参考とさせてい	無
おけるシェア構造は大きく異なっていることから、的確に市場動向を把握するた	ただきます。	
めにもサービス提供主体別のシェアの動向を分析することに賛同いたします。そ		
の際、公正な競争環境確保の観点から競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等		
に該当する行為がないかについて客観的・定量的なデータに基づいた検証が必要		
と考えます。		
・ 特に、FTTH 市場においては、卸・自己設置・接続の3つの提供形態について、バラ		
ンスよく競争促進していくことが肝要と考えます。		
【株式会社オプテージ】		
意見3-2-3 法人向け通信サービス市場を把握するにあたっては、各レイヤー間の	- )相互関係についても着目し、把握・分析・板	<b>検証していくことに賛</b>
同。他のレイヤーにおける市場支配的事業者による競争阻害的な行為の		
り得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよ	ら制度的対応を含め速やかに必要な措置を	講じることを要望。
法人向け通信サービスを顧客に提案する際に、ネットワークサービスだけでなくソ		無
リューションサービス等も含めたトータルソリューション提案によって顧客ニーズを		
満たすことが肝要であると考えることから、法人向け通信サービス市場を把握するに	っては、法人向けサービスを提供する	
あたっては、各レイヤー間の相互関係についても着目し、把握・分析・検証していく	SIerやベンダー等の事業者についても	
ことに賛同いたします。この点、他のレイヤーにおける市場支配的事業者による競争	留意するとともに、法人向けサービス	
阻害的な行為が行われていないか注視いただくことを要望いたします。検証の結果、	の各レイヤーの相互関係にも留意して	
公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がな	まいります。	
されるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたし	7 - 7 0	
ます。		
【株式会社オプテージ】		

# Ⅱ 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)(案)」関係

■ 意見募集期間: 令和4年7月7日(木)から令和4年8月5日(金)まで

■ 意見提出数: 10件(法人・団体:8件、個人:2件)

■ 意見提出者: ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	株式会社NTTドコモ
4	株式会社オプテージ
5	日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社
7	ソフトバンク株式会社
8	楽天モバイル株式会社
	個人(2件)

<sup>※</sup> 提出意見の要約部分(灰色の網掛け部分)においては、各法人の名称について、日本電信電話株式会社は「NTT 持株」、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は「NTT 東西」、株式会社 NTT ドコモは「NTT ドコモ」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「NTT コム」、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は「NTT コムウェア」、株式会社エヌ・ティ・ディ・データは「NTT データ」と表記しています。

意見

総務省の考え方

提出意見を踏まえ た案の修正の有無

意見0-1 既存の規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、産業の成長・発展を抑制していないかを検証し、速やかにそうした規制やル ールを大胆に見直すことを要望。

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コムとの連携においては、これまで 以上に公正競争に配意するとともに、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。ただし、研究開発競争の状況の把握に あたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証することが必要。 法人市場の分析・検証にあたっては、通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプレイヤーにも広く意見を募りながら行っていくこ とが適切。そのため、アプリケーションやクラウド等のソフトウェアやプラットフォームを含め、市場全体を広く捉えた上で、法人市場の動向 やプレイヤー間の競争状況の分析・検証の実施を要望。

#### 1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス 競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの 高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線とい った通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自 由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。 また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G や LPWA を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM 等 のプラットフォーマーが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが出てき ており、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、 IoT、ビッグデータ、AI 等を用い たデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーショ ンが進んできている中、with/after コロナの時代において、さらに加速していくものと考 えます。

今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟 にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけ ることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現して いくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくこ とになると考えます。

そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、 通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が 通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な 産業分野の成長・発展に資するサービス等の提供や事業の継続性確保に向けた通信事業者等

- いただいた御意見については、今 無 後の市場検証等の参考とさせていた だきます。
- また、適切な検証を行うために必 要な情報を積極的に提供していただ けることを期待しております。
- 法人向けサービスの実態把握に当 たっては、法人向けサービスを提供 する SIer やベンダー等の事業者に ついても留意するとともに、法人向 けサービスの各レイヤーの相互関係 にも留意してまいります。

の取組みを後押しいただきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール (LRIC 方式による固定電話の接続料算定等) や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール (NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制) が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

#### 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配意するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。

### 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外の SIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーマー等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせソリューションや SaaS として提供しています。こうした実態を踏まえると、法人市場の分析・検証にあたっては、通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプレイヤーにも広く意見を募りながら行っていくことが適切であると考えます。

また、法人市場におけるプレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、供給者側からのアプローチのみで市場競争の状況等を検証することは困難であり、民間企業へのヒアリング・アンケート調査や各自治体における過去の公募要件の確認等を通じて、需要者側からも分析・検証することが必要であると考えます。

この点、電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)(案)(以下、年次計画案という)では、SIer やベンダ等の関係事業者や需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、市場の実態把握を行うという方向性が示されていることに替同いたします。

一方で、年次計画案では、法人市場を移動系通信(法人向け)市場、固定系通信(法人向け)市場、ソリューション市場、その他(ソフトウェア、ハードウェア等)の部分市場に分

割した上で、実態を把握するという検証の方向性が示されていますが、プレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、部分市場に閉じた検証は、市場動向に逆行するものであると考えます。

そのため、総務省においては、アプリケーションやクラウド等のソフトウェアやプラット フォームを含め、市場全体を広く捉えた上で、法人市場の動向やプレイヤー間の競争状況の 分析・検証を実施いただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

#### 1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル5GやLPWAを通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM等のプラットフォーマーが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが出てきており、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、 IoT、ビッグデータ、AI 等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/after コロナの時代において、さらに加速していくものと考えます。

今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。

そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資するサービス等の提供や事業の継続性確保に向けた通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール (LRIC 方式による固定電話の接続料算定等)が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

#### 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配意す るとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とさ れた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えで す。

#### 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外の SIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォ ーマー等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製 品を組み合わせソリューションや SaaS として提供しています。こうした実態を踏まえると、 法人市場の分析・検証にあたっては、通信事業者だけでなく、法人市場に参入する様々なプ レイヤーにも広く意見を募りながら行っていくことが適切であると考えます。

また、法人市場におけるプレイヤーやサービス提供形態の多様化の実態を踏まえると、供 給者側からのアプローチのみで市場競争の状況等を検証することは困難であり、民間企業へ のヒアリング・アンケート調査や各自治体における過去の公募要件の確認等を通じて、需要 者側からも分析・検証することが必要であると考えます。

この点、電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)(案)(以下、 年次計画案という)では、SIer やベンダ等の関係事業者や需要者側である民間企業等へのヒ アリングやアンケートを通じて、市場の実態把握を行うという方向性が示されていることに 賛同いたします。

一方で、年次計画案では、法人市場を移動系通信(法人向け)市場、固定系通信(法人向 け) 市場、ソリューション市場、その他(ソフトウェア、ハードウェア等) の部分市場に分 割した上で、実態を把握するという検証の方向性が示されていますが、プレイヤーやサービ ス提供形態の多様化の実態を踏まえると、部分市場に閉じた検証は、市場動向に逆行するも のであると考えます。

そのため、総務省殿においては、アプリケーションやクラウド等のソフトウェアやプラッ トフォームを含め、市場全体を広く捉えた上で、法人市場の動向やプレイヤー間の競争状況 の分析・検証を実施いただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社】

【西日本電信電話株式会社】

# 意見0-2 競争事業者へのヒアリングを行う等、広く情報収集し、比較・検証が行われたことは有意義。検証に必要な情報については可能な限り提供し ていく考え。ただし、研究開発に係る情報は、慎重な取扱いが求められることに留意が必要。

- 情報通信市場の発展に向けては、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押しし、社会的 │○ 関係事業者からの情報収集に関す │無 課題の解決等を実現していくことが必要と考えます。
- ・また、電気通信市場検証会議での検証強化が必要とされた事項については、当社グループ

る御意見については、賛同の御意見 として承ります。

のみならず競争事業者の情報も広く収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以 ○ また、検証に必要な情報を可能な 外のプレイヤーを含めた市場分析・検証が必要と考えております。

- ・この点、令和3年度検証において、競争事業者へのヒアリングを行うなど、広く情報収集 し、比較・検証が行われたことは有意義であったと考えます。
- ・当社は、新ドコモグループに係る再編成においても公正競争確保の在り方に関する検討会 議報告書(2021年10月12日)及び総務省の要請文書(2021年10月29日)を踏まえ、 禁止行為規制や累次の公正競争要件を遵守のうえ進めており、引き続き、検証に必要な情 報については可能な限り提供していく考えです。
- ・ただし、研究開発に係る情報はイノベーションの源泉であり、市場競争のみならず国際競 争力にも影響を及ぼし得る情報であることを踏まえ、慎重な取扱いが求められることに留 意が必要であると考えております。

限り提供していただけることを期待 しております。

○ なお、「電気通信事業分野における 市場検証に関する基本方針」の脚注 1 (2頁) に記載のとおり、「総務省 が市場検証のプロセスで収集したデ ータ等のうち、公表された場合に当 事者又は第三者の権利、利益や公共 の利益を害するおそれのあるものに ついては、非公表とすることも含め、 取扱いに十分な配慮」を行うことと しております。

【株式会社 NTT ドコモ】

意見O-3 禁止行為規制対象事業者であるNTTドコモとその特定関係法人にあたるNTTコム・NTTぷららを含めた再編は、市場環境に大きな変化を与え るもの。NTTドコモによるNTTぷららの吸収合併については、現行の電気通信事業法第30条に規定される禁止行為規制の潜脱と考えられ、この ような前例に倣い規制が形骸化するおそれ。これらの機能統合や事業責任・法人事業の整理、ネットワーク統合の結果に関して、本年度検証の 中で明示・把握の上、検証の強化・新たな規制の必要性の有無等について議論すべき。その旨の追記を要望。

禁止行為規制対象事業者である NTT ドコモ殿とその特定関係法人にあたる NTT コム殿・ NTT ぷらら殿を含めた再編は、本検証会議第25回(2021年12月20日)及び公正競争検討 会議 第3回 (2021年1月14日) における弊社プレゼンのとおり市場環境に大きな変化を 与えるものと考えられます。

また、NTTドコモ殿が、特定関係法人であるNTTぷらら殿を吸収合併したことに関して は、現行の電気通信事業法第30条に規定される禁止行為規制の潜脱と考えられ、このよう な前例に倣い規制が形骸化するおそれがあります。

したがって、これら機能統合や事業責任・法人事業の整理、ネットワーク統合の結果に 関しては、本年度検証の中で明示・把握の上、検証の強化・新たな規制の必要性の有無等 について議論すべきであり、本年次計画案について、以下のとおり修正すべきと考えま す。

#### 【修文案】

3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

(前略) 未指定事業者を含む関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じ、グルー プ内事業者への優先的な取扱い等について、広く把握・検証する。

また、令和4年度においては、令和3年度年次レポートにて取りまとめられた「市場検 証の取組における組織再編に係る対応等」の方針に則り、NTT ドコモグループの再編に伴う 機能統合と事業責任の明確化、法人事業やネットワークの機能統合の実態把握を行う

【ソフトバンク株式会社】

- 「電気通信事業分野における市場」無 検証(令和3年度)年次レポート」 (以下「年次レポート」といいます。) (192頁) に記載のとおり、「今後、 NTTグループにおける組織再編が発 生した場合には、今年度明らかにし た市場検証の取組における組織再編 に係る対応等に基づき、適切に対処し してまいります。
- また、「電気通信事業分野における 市場検証に関する年次計画(令和4 年度)」(以下「年次計画」といいま す。) (5頁) に記載のとおり、NTTド コモグループ再編成の影響につい て、電気通信事業者の業務の適正性 等の確認において把握・検証を行う 方針です。

## 意見0-4 令和3年度検証の期間内にて行ったNTTデータの再編に関するプレゼンとその議論については、本レポート案に記載されるべき。また、本件 は、次年度検証では、法人向けサービスの実態把握の中で検証が行われるものと理解。その旨の追記を要望。

本検証会議 第 29 回(2022 年 5 月 17 日)における NTT 持株殿のプレゼンによると、2022 │ ○ 法人向けサービスの実態把握に当 │ 無 年10月にはNTTデータ殿の海外事業会社が設立され、2023年7月にはNTTデータ殿の国内 事業を分割し国内事業会社が設立されます。

同プレゼンでは、今回の再編の趣旨は「海外事業の強化」と説明されていますが、海外 市場における展開(顧客基盤強化等)及びそれに伴う隣接市場への効果波及、NTTグループ 〇 御意見の趣旨を踏まえ、年次レポ の最適化(NTTデータ殿とNTTコム殿の関係・機能整理等)により、本再編は国内市場にも 影響し得ると考えられるところ、国内事業会社を設立する趣旨や分離会社の事業内容・構 成・規模等については説明されていない状況です。

法人市場においては通信レイヤのみならず各レイヤで強みを有することが重要なとこ ろ、NTT データ殿は、旧公社から分離した事業者として分離時の公正競争条件を定められて いる特殊な立場であり、SIerという事業内容を踏まえると、NTTドコモ殿、NTT コム殿と事 業上の親和性が高く、再編に伴う国内市場における公正競争上の影響が考えられます。本 検証会議第30回(2022年6月24日)において、当該再編に伴う公正競争上の懸念につい て、弊社もプレゼンを行いました(※1)が、本年次計画案及び本レポート案のいずれに も、NTT データ殿の再編に関するプレゼン実施の事実や総務省殿としての弊社プレゼンの受 け止め、NTTデータ殿の再編に関する市場検証としての措置及び議論・検証の必要性などに ついて記載がありません。

電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(2021年12月17日)には「本方 針に基づく市場検証は、令和3年度より継続して、年度単位で実施すること」と記載され ていることから、本来は令和3年度検証の期間内にて行った NTT データ殿の再編に関する プレゼンとその議論については、本レポート案に記載されるべきと考えます。また、本件 は、次年度検証では、法人向けサービスの実態把握の中で検証が行われるものと理解して いますが、本年次計画案において少なくともその旨を示す記載の追加が必要と考えます。

したがって、本年次計画案及び本レポート案について、以下のとおり修正すべきと考え ます。

## 【修文案(本年次計画案)】

p.3 (2) 法人向けサービスの実態把握の方針

(前略) SIer やベンダー等について、関連市場を含めて市場支配力を有すると認められ る場合には、その市場支配力について考慮する。また、NTT データの再編に伴い第30回 (2022年6月24日) に行われた事業者ヒアリングの内容を踏まえつつ、実態の把握と電気 通信市場への影響の検証を行う

#### 【修文案(本レポート案)】

(※2) そのほか、当該組織再編には該当しないものの、NTT データと NTT Ltd. のグロ

- たっては、NTTデータをはじめとする SIerやベンダー等の事業者も対象と する方針です。
- ート中、「○ 市場検証の取組におけ る組織再編に係る対応等」の「(※ 2)」(158頁) について、以下の修正 を行います。

「そのほか、当該組織再編には該当し ないものの、NTTデータとNTT Ltd.のグ ローバル事業の統合について、NTTより 第29回市場検証会議で説明が行われ、 質疑応答が交わされた。、第30回市場検 証会議で、競争事業者より競争上の懸 念についての説明が行われた。」

ーバル事業の統合について、NTTより第29回市場検証会議で説明が行われ、質疑応答が交わされた。、第30回市場検証会議ではKDDI、ソフトバンクより市場に与える懸念について説明が行われているところ、次年度検証において議論することが必要

(\*\*1)

<NTT データ殿の再編に関する、公正競争上の懸念>

- ・海外市場における展開(顧客基盤強化等)及びそれに伴う隣接市場への効果波及、NTT グループの最適化(NTT データ殿と NTT コム殿の関係・機能整理等)により、本再編は国内市場にも影響し得る
- ・今回の再編を経て、国内法人市場を中心とした市場競争力強化のために、最終的にNTT データ殿の国内事業会社をドコモグループに組み込む等、旧分離会社の一層の連携強化を 行うインセンティブが生じる
- ・NTT グループ会社間での R&D や IOWN 構想における連携・グローバル展開の強化に伴い、競争事業者排他となるような NTT 独自仕様化等、公正競争環境に影響を及ぼす事象が発生しうる
- ・「海外事業会社」が共同調達に係る制限の対象外となった場合、規制の趣旨に反する懸念

<NTT データ殿の再編に関し、必要な検証・対応>

- ・海外市場における連携強化は、国内市場の競争力にも影響を与え得るため、国内の競争 環境に及ぼす影響の検証は必要
- ・国内事業会社の分離趣旨、分離会社の事業内容・構成・規模等の説明が必要であり、これを踏まえ国内市場への影響の検証が必要
- ・「NTT データ HD・国内事業会社」のみが公正競争条件を引き継ぐこととされているが、この場合、国内市場の公正競争に影響を及ぼさないことの担保が必要
- ・NTT グループ会社間での R&D や IOWN 構想における連携・グローバル展開の強化に伴い、公正競争環境に影響を及ぼす事象が発生しないよう検証・確認が必要

【ソフトバンク株式会社】

意見 O - 5 NTT グループの組織再編については、「電気通信事業分野における市場検証(令和 3 年度)年次レポート(案)」の「市場検証の取組における 組織再編に係る対応等」に沿って、市場検証の取組を着実に進めることが重要。また NTT グループの連携状況の変化、法人向けサービス市 場の競争への影響について継続的に検証を進める必要。

はじめに

本年1月に実施されたNTTドコモによるNTTコム及びNTTコムウェアの子会社化を皮切りとした新ドコモグループの組織再編や本年10月以降に実施されるNTTデータの組織再編等、NTTグループ各社の連携を強化・一体化する動きが加速しています。

こうした NTT グループの組織再編については、その内容に応じて、規制の潜脱や公正競争への影響が考えられるため、今回、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート(案)(以下「年次レポート(案)という。)で示されたとおり、「市場検証

○ 今後の市場検証等の参考とさせて 無いただきます。

32

の取組における組織再編に係る対応等」に沿って、市場検証の取組を着実に進めることが 重要と考えます。 また、新ドコモグループの組織再編や NTT データの組織再編によって、NTT グループの連 携状況がどのように変化し、法人向けサービス市場の競争にどのような影響を与えている かについて、継続的に検証を進める必要があると考えます。 【KDDI 株式会社】 電気通信事業分野における市場動向の分析 提出意見を踏まえ 意見 総務省の考え方 た案の修正の有無 意見1-1 今後も適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく。累次の各種報告事項について、必要なデータ等を改めて棚卸しした上で、 各々の電気通信事業者にとって過度な負担とならないよう、報告事項を規定する法令や各種要請等の改廃を要望。 当社としては、今後も適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え ○ 適切な検証を行うために必要な情 無 報を積極的に提供していただけるこ です。 とを期待しております。 当社を含め、電気通信事業者は、法令や各種要請等に基づき、総務省殿に対して様々な データ等を報告・提供しております。市場検証会議においては、これらの既存のデータ等 ○ 検証内容の見直しとともに、デー を有効に活用することで、データ収集の効率化や分析・検証の充実が可能になるものと考 タの把握の要否を整理した上で、事 えます。 業者の負担にも配意しつつ、電気通 併せて、累次の各種報告事項について、昨今の情報通信市場や競争状況の急速な変化を 信事業報告規則に基づく報告事項や 踏まえつつ、報告が必要なデータ等を改めて棚卸しした上で、各々の電気通信事業者にと 事業者アンケートの内容を随時見直 って過度な負担とならないよう、報告事項を規定する法令や各種要請等の改廃を検討して していくこととしております。 いただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】 意見1-2 料金の低廉化等に伴い移動系通信市場を巡る市場環境に大きな変化が生じる中、引き続き「各事業者のサービス間での顧客の移動の状況等に 関して、より詳細な分析を行う必要がある」とする本年次計画(案)の方針に賛同。なお、「より詳細な分析」を行うに当たっては、MNO3社によ る廉価プランの提供が業務改善命令が発動されるケースに該当する可能性がないか、分析・検証が行われるべき。 当社は令和2年度4月にチャレンジャーとしての位置づけで携帯電話市場へ本格参入 ○ 今後の市場検証等の参考とさせて 無 し、以降約2年間の事業活動を通じ、結果として市場における競争を活性化し、MN03社に いただきます。 おける料金水準の引き下げにも貢献できたものと考えております。 貴省が別途意見募集中の「競争ルールの検証に関する報告書 2022 (案)」(令和4年7月 22日)においても、市場全体における「従来に比べて低廉な新しい料金プラン」(P55)の 割合は 2022 年 5 月末時点で「携帯電話契約数(略)の約 27%に相当」(同) するとあること 等から、料金を含むサービス競争を通じたこうしたプランの浸透が拡大しつつあると評価 できるところ、当社もこれに一定の役割を果たしてきたものと自負しております。

料金の低廉化等に伴いこのように「移動系通信市場を巡る市場環境に大きな変化が生

じ」(P2) る中、引き続き「各事業者のサービス間での顧客の移動の状況等に関して、より 詳細な分析を行う必要がある」(同)とする本年次計画(案)の方針に賛同します。

なお、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(令和4年6月30日改定) では、電気通信事業者が設定する料金その他の提供条件について業務改善命令が発動され るケースとして、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その 他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するもので あるとき」(PP. 39-41) が挙げられ、その具体例として、「独占的分野から競争分野への内 部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること」(P41)や「競争事業者を 排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること」(同)が示 されていることから、当該「より詳細な分析」を行うに当たっては、MNO3 社による廉価プ ランの提供がこれらに該当する可能性がないか、貴省において分析・検証が行われるべき と考えます。

【楽天モバイル株式会社】

意見1-3 移動系通信市場を取り巻く競争環境には大きな変化が生じており、引き続きの分析に賛同。検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的 な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じることを要望。

- ・ 楽天モバイルによる MNO サービスの開始、5 G サービスの開始、MNO による廉価プランの │ 替同の御意見として承ります。 提供開始など移動通信市場を取り巻く競争環境は大きな変化が生じており、引き続き競 争状況の変化に対して分析することに賛同いたします。
- ・ その際、市場支配的な事業者による競争阻害的な行為の有無について引き続き検証する ことは公正な競争環境確保に資するため賛同いたします。
- 検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問 題解決がなされるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じていただくことを要 望いたします。

【株式会社オプテージ】

意見1-4 ローカル5G市場については、「ローカル5G導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、NTT東西による地域主体の事業機会の奪取の有無、禁 止行為規制に抵触する行為の有無、第三者を通じた潜脱的行為の有無等の行為が行われていないか実態把握・検証が必要。また、将来的にロー カル5Gを通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要。

ローカル 5G の導入趣旨は、地域の企業や自治体等の様々な主体による参入を促すことで あると理解しています。

現時点では実証実験の段階と認識しておりますが、今後商用化に向けて、地域や法人分 野において様々な顧客接点を持つ NTT グループがローカル 5G 市場の公正な競争を阻害する おそれもあるため、NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コムの連携状況等における精緻な検証に加 え、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、以下のような行為が行われ ていないか実態把握・検証が必要と考えます。

- ・ 地域通信のドミナントである NTT 東西が地域主体の事業機会を奪っていないか
- ・ NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コムの連携において禁止行為規制に抵触するような行為が 行われていないか

- 今後の市場検証等の参考とさせて 無 いただきます。
- なお、令和4年度においては、「ロ ーカル 5 G事業における実態の把 握」を重点的検証項目としておりま

・ 第三者を介した潜脱的行為が行われていないか		
また、今後は、通信モジュールを中心とした IoT 市場の一部をローカル 5G が代替してい		
くことが想定されるため、将来的にローカル 5G を通信モジュール市場に含めて検証するこ		
との検討も必要と考えます。		
【KDDI 株式会社】		
意見1-5 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制の対象事業者であるNTT東西	とNTTドコモ、NTTコムとの連携及び、ド	コモ以外のMNOとロー
カル5G事業者による連携については市場支配力を高め、公正競争を歪めるおそれ	ιがあるため留意が必要。潜脱的にローカ	ル5GをMNOが実質提
供することがないよう、競争阻害的な行為が行われていないか市場動向を注視し	、公正競争に問題が生じている場合は、早	期に解決に向けた措
置を講じることを要望。		
・ ローカル 5 G は地域の課題解決や改善に貢献し、地方創生に大きく寄与するものと想定	○ 今後の市場検証等の参考とさせて	無
されることから、多種・多様な事業者による公正な競争を促進することが重要であると	いただきます。	
考えます。この点、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制の対象事業者で	○ なお、令和4年度においては、「ロ	
ある NTT 東西と NTT ドコモ、NTT コムとの連携及び、ドコモ以外の MNO とローカル 5 G 事	ーカル5G事業における実態の把	
業者による連携については市場支配力を高め、公正競争を歪めるおそれがあるため留意	握」を重点的検証項目としておりま	
が必要です。	す。	
・ MNO 各社からはローカル 5 G 事業そのものを実施することは認められていないものの、ロ		
ーカル 5 G 支援サービスを展開している事業者もあり、潜脱的にローカル 5 G を MNO が		
実質提供することがないよう、総務省殿においては、競争阻害的な行為が行われていな		
いか市場動向を注視いただくとともに、公正競争に問題が生じている場合には早期に解		
決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。		
【株式会社オプテージ】		
意見1-6 関係事業者や需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて	、市場の実態把握を行うという方向性が示	されていることに賛
同。他方で、部分市場に閉じた検証は、市場動向に逆行するもの。市場全体を広	く捉えた上で、法人市場の動向やプレイヤ	'一間の競争状況の分
析・検証の実施を要望。		
· SIer やベンダ等の関係事業者や需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケー	○ 賛同の御意見として承ります。	無
トを通じて、市場の実態把握を行うという方向性が示されていることに賛同いたしま	○ 法人向けサービスの実態把握に当	
す。	たっては、法人向けサービスを提供	
・ 他方で、プレイヤーやサービスの提供形態が多様化し、公募調達時などにおいて需要者	するSIerやベンダー等の事業者につ	
側も複数市場に跨る調達を行っている実態等を踏まえると、部分市場に閉じた検証は、	いても留意するとともに、法人向け	
市場動向に逆行するものであると考えます。	サービスの各レイヤーの相互関係に	
· そのため、総務省においては、アプリケーションやクラウド等のソフトウェアやプラッ	も留意してまいります。	
トフォームを含め、市場全体を広く捉えた上で、法人市場の動向やプレイヤー間の競争		
状況の分析・検証を実施いただきたいと考えます。		
【株式会社 NTT ドコモ】		
意見1-7 法人向けサービス市場の動向の分析にあたっては、「ネットワーク市場」の回線		
ション市場」と「ネットワーク市場」間の相互関係等も分析・検証することが重要	要。また、NTTグループ各社の動向について	:、新ドコモグループ

の組織再編やNTTデータの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴うNTTグループの連携状況の変化等について検証が必要。

法人向けサービス市場は、隣接領域である「ソリューション市場」での競争力が電気通信 │○ 今後の市場検証等の参考とさせて │無 事業領域である「ネットワーク市場」の回線契約に影響する市場であると認識しています。 いただきます。 そのため、市場動向の分析にあたっては、「ネットワーク市場」の回線契約数について定量的 ○ 法人向けサービスの実態把握に当 な検証を行うことに加えて、年次レポート(案)にあるとおり、「ソリューション市場」と たっては、NTTデータをはじめとする 「ネットワーク市場」間の相互関係等も分析・検証することが重要であると考えます。 SIerやベンダー等の事業者について また、法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でト も留意するとともに、法人向けサー ップクラスの事業者である NTT グループ各社 (NTT 東・西、NTT コム、NTT コムウェア、NTT ビスの各レイヤーの相互関係にも留 データ等)の動向について、新ドコモグループの組織再編やNTTデータの組織再編による市 意してまいります。 場への影響、当該組織再編に伴う NTT グループの連携状況の変化等について検証が必要で 検証については、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度) (案)」(以下「年次計画(案)」という。)で予定されている「法人向けサービスの需要者へ のヒアリングやアンケート※」のなかで、例えば、NTT グループの連携による営業提案の増 加有無や営業提案の際の NTT グループのフォーメーション、NTT グループの連携が法人向け サービス提供事業者の選択にどのような影響を及ぼしているか等を確認することが考えら れます。 ※年次計画(案)P3 需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、法人向けサービスをめぐる 各市場の実態を把握する 【KDDI 株式会社】 意見1-8 法人向けサービスを前広に把握し、競争状況を分析することに賛同。また、他のレイヤー間の市場支配力を考慮し各レイヤー間の相互関係に ついて把握・分析・検証することに賛同。 ・ 法人向けサービスを前広に把握し、競争状況を分析することは今後拡大が期待される法 │○ 替同の御意見として承ります。 無 人向けサービス市場の公正な競争環境の確保に資することから替同いたします。 ・ また法人向けサービスを顧客に提案する際に、ネットワークサービスだけでなくソリュ ーションサービス等も含めたトータルソリューション提案によって顧客ニーズを満たす ことが肝要であると考えることから、他のレイヤー間の市場支配力を考慮し各レイヤー 間の相互関係について把握・分析・検証することに賛同いたします。 【株式会社オプテージ】 意見1-9 法人向けサービスに係る検証の方向性や評価の考え方が示されたことは有意義。NTTグループの組織再編・機能再編に伴う法人市場に与える 影響の精査は重要。 本検証会議第25回(2021年12月20日)における弊社プレゼンのとおり、法人市場にお ○ 賛同の御意見として承ります。 ける市場支配力・競争力は、電気通信事業者が提供する法人向けサービスのみではなく、 SIer などの隣接レイヤにおける優位性、基幹となる設備や局舎の保有等も含めた総合力に よるものと考えます。この点、「SIer やベンダー等を含めた関係事業者や、需要者側であ

る民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、法人向けサービスをめぐる各市場の

実態を把握する」という検証の方向性や、「SIer やベンダー等が提供する法人向けサービ		
スと電気通信事業者が提供する法人向けサービスとの間での代替性や、法人向けサービス		I
を提供する SIer やベンダー等について、関連市場を含めて市場支配力を有すると認めら		I
れる場合には、その市場支配力について考慮する」という評価の考え方が本年次計画案に		I
おいて示されたことは有意義であると考えます。		I
特に、NTT グループはコアとなる電気通信サービスだけではなく、旧公社時代の顧客基盤		I
や資産を活用した SIer・不動産等の様々な分野で競争力を有しているところ、国内主要会		I
社の組織再編・機能再編を進めているところであり、これに伴う電気通信に関する法人市		I
場に与える影響の精査は重要と考えます。		I
【ソフトバンク株式会社】		I
意見 1-10 「NTTグループを始めとする主要な電気通信事業者における共同研究開発の現料	より 大や異業種連携の現状など、研究開発に関	する現状等を把握し
ていく」ことに賛同。研究開発競争の状況の把握に当たっては、電気通信事業者が	が自ら行うものに限らず、電気通信事業分	野における研究開発
を広く把握の対象とするべき。		
「NTT グループを始めとする主要な電気通信事業者における共同研究開発の現状や異業種	○ 今後の市場検証等の参考とさせて	無
連携の現状など、研究開発に関する現状等を把握していく」(P3) ことに賛同します。	いただきます。	I
また、法人向けサービスの実態把握の方針として、「SIer やベンダー等が提供する法人向		I
けサービスと電気通信事業者が提供する法人向けサービスとの間での代替性や、法人向けサ		I
ービスを提供する SIer やベンダー等について、関連市場を含めて市場支配力を有すると認		I
められる場合には、その市場支配力について考慮する」(P3)とあることから、研究開発競争		I
の状況の把握に当たっては、電気通信事業者が自ら行うものに限らず、電気通信事業分野に		I
おける研究開発を広く把握の対象とするべきと考えます。		I
【楽天モバイル株式会社】		I
意見1-11 ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービ	ごスが利用者の過度な囲い込みに繋がって	いないか等を確認す
ることは電気通信市場の健全な発展に重要であるため、今後も継続的な分析・確	認をすることに賛同。	
ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスが利用	○ 賛同の御意見として承ります。	無
者の過度な囲い込みに繋がっていないか、また一部の MNO においてポイントサービスの大幅		I
な還元等が実施されている中、その原資負担の所在の確認等公正競争を阻害する可能性がな		I
いかを確認することは電気通信市場の健全な発展に重要であるため、今後も継続的な分析・		I
確認をすることに賛同いたします。		I
【株式会社オプテージ】		I
意見1-12 ポイントサービスや決済サービスは電気通信役務契約の選択にはさほど影響を	与えておらず、市場動向の調査における本	項目については調査
要否を含め検討すべき。		
ポイントサービスや決済サービス等は利用者が状況に応じて複数のサービスを使い分け	○ 今後の市場検証等の参考とさせて	無
ることが一般的であり、その利用は通信役務契約によって制限されるものではないと考えま		I
す。	_ , ,	I
また、本レポート案において、「携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサー	]	I
ビスが仮に利用できなくなった場合、携帯電話サービスの利用を継続するか否かについて確		I

認したところ、利用を継続しないとの回答は16.1%にとどまった。」、また「携帯電話端末を		
用いた決済サービスが仮に利用できなくなった場合、携帯電話サービスの利用を継続するか		
否かについて確認したところ、利用を継続しないとの回答は 18.0%にとどまった。」と記載		
されている通り、ポイントサービスや決済サービスは、電気通信役務契約の選択にはさほど		
影響を与えていません。この結果は去年と同様であり、市場動向の調査における本項目の優		
先度が高いとは必ずしも考え難いことから、調査要否を含め検討すべきと考えます。		
【ソフトバンク株式会社】		
意見1-13 固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について利用者意向を踏まえ分	析することに賛同。将来にわたって、電気	試通信市場全体におけ
る公正競争を促進するためにも、これまでの「NTTとそれ以外の事業者」との間の	)競争状況の分析等に加え、「MNOグループ	とそれ以外の事業者」
との間の競争状況の分析を行うことを要望。		
・ 固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について利用者意向を踏まえ分析するこ	○ 今後の市場検証等の参考とさせて	無
とに賛同いたします。	いただきます。	

- ・ なお、NTT 東西殿によるサービス卸開始以降、固定通信市場においても MNO の存在感が 急激に高まり、今や MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼ している状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定か らモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる 5G 時代においては、電気通信市場全体に対する MNO グループの市場支配力は一層高まって いく可能性があると考えます。
- ・ こうした状況の中、固定通信におけるキャッシュバック・セット割による不当競争の検 証に関して競争ルールの検証に関するWGにて検証が実施された結果、NTTドコモ・ソフ トバンクの2社については、原価等が収入を上回る結果となったところ、さらなる検証 の精緻化等実施の上、公正競争を阻害していないか十分な検証が必要と考えます。
- ・ 仮に、電気通信市場全体が MNO グループの協調的寡占になった場合は、全ての分野にお いて料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性 があります。将来にわたって、電気通信市場全体における公正競争を促進するためにも、 これまでの「NTT とそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析等に加え、「MNO グルー プとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析を行うことを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

意見1-14 電気通信事業分野の競争環境に影響を与え得るOTTサービスに係る事項について追加的な実態等の調査を要望。

OTT サービスにおいては国際的にも強大なプレイヤーが複数存在し、近年、OTT サービス を提供する事業者が電気通信事業分野に与える影響はより一層増している状況です。

具体的には OTT レイヤの事業者によるサービスが多様化し、当該事業者自体が電気通信事 業者となり得るようなサービスが登場したり、OTT サービスの仕様変更等により雷気通信事 業者のサービス自体に影響を与える等の事例が見られます。

本年次計画案では、OTT サービスのうちコミュニケーションサービスと、電気通信事業者 が提供する音声通信・メール等との代替性を検証するとされていますが、上記のようなより 電気通信事業分野の競争環境に影響を与え得る OTT サービスにかかる事項についても追加

○ 今後の市場検証等の参考とさせて 無 いただきます。

的に実態等を調査する	きと考えます。	
	【ソフトバンク株式会社】	
意見 1 - 15 FTTHサ	ービスの選択の場面における携帯電話サービスとのセット割に係る記載の修正を要望。	
木年歩計画安には	「ETTU 井」ビスの選択の根本で推進電話井」ビストのセット割れば「○ 知音目の類片な財よう 年次計画	<i>t</i>

本年次計画案には、「FTTH サービスの選択の場面で携帯電話サービスとのセット割など FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる」とありますが、本レポート案では「セット割の存在は携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスの選択の場面において一定程度の影響を及ぼしている一方で、そうしたセット割の有無に関係なく、携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスを選択している者も存在すること」と記述されています。

また、本レポート案 p. 253「【図表 B-4】固定インターネットサービスの事業者選択理由(最も当てはまるもの)」の結果では、MNOの FTTH サービスのユーザーにおいても、月額料金が安いことをその選択理由としている方が多く存在していることから、以下のように、記述の修正を要望します。

○ 御意見の趣旨を踏まえ、年次計画 | 有中、「(4)利用者へのアンケートにおける主な質問項目」(4頁)について、以下の修正を行います。

「(略) FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に<u>も強く</u>誘引されている(略)」

#### 【修正案】

FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素にも強く誘引されている

【ソフトバンク株式会社】

# ■ 2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

	た業の修正の有無し
意見2-1 競争激化等により、MNO の中で当社のみに競争優位性が認められる状況ではな	くなっていること等を踏まえると、NTT ドコモだけに事前規制
を課すことは不適当。禁止行為規制の未指定事業者に対しても、ヒアリング等の特別	検証を行うとされている点に賛同。従来からの規制を見直すと
ともに、事業者の取り組みを後押しする環境整備を要望。	

・ 電気通信市場の発展のため自由かつ柔軟な連携を促進すべく、規制は極力抑制的である べきであり、事業活動を過度に萎縮させることのないよう、事前規制は必要最低限とし ていくべきであると考えます。

意見

- ・ また、競争激化等により、MNOの中で当社のみに競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、当社だけに事前規制を課すことは適当ではないと考えます。
- ・ この点に関し、禁止行為規制の未指定事業者に対しても、ヒアリング等の検証を行うと されている点に賛同いたします。
- ・ 電気通信市場検証会議においてはこのような市場環境の変化を適切にとらえた上で、分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制を見直すとともに、事業者の取り組みを後押しする環境整備をお願いしたいと考えます。

【株式会社 NTT ドコモ】

○ 賛同の御意見として承ります。

総務省の考え方

○ 御指摘の点については、年次計画 (4頁)に記載のとおり、電気通信事 業法第30条に基づく禁止行為規制の 適用対象事業者としての指定対象と なりうるものの、当該指定を受けて いない電気通信事業者に対し、グル ープ内事業者への優先的な取扱い等 について、把握・検証を実施してまい ります。

1111

提出意見を踏まえ

39

意見2-2	MNOとMVNOの公正競争のための同等性確	保は、禁止行為規制ではなく	第二種指定電気通信設備制度におい	て検討・対応できる課題であること
	から、仮に同等性確保に具体的な問題が生	じた場合には、第二種指定電	記気通信設備制度において検討するこ	とが適当。また、移動通信分野にお
	ける市場支配的な電気通信事業者は、「指	定に当たっての基本的考え方	」の指定要件に基づき指定されるも	のであり、市場検証の結果のみに基
	づいて指定されるものではないと理解。			

禁止行為規制は「市場支配力の濫用」を未然に防止する制度であり、MNO と MVNO の公正競争のための同等性確保は、制度の趣旨を踏まえれば、第二種指定電気通信設備制度において検討・対応できる課題であると考えます。したがって、仮に同等性確保に具体的な問題が生じた場合には、第二種指定電気通信設備制度において検討することが適当であると考えます。

また、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者は、「指定に当たっての基本的考え方※」の指定要件に基づき指定されるものであり、本検証の結果のみに基づいて指定されるものではないと理解しております。

※「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成28年3月)

【KDDI 株式会社】

- 今後の市場検証等の参考とさせて 無いただきます。
- 禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に当たっては、市場検証会議におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の検証の結果だけでなく、平成28年3月に策定した「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」を踏まえて、指定の必要性の検討を要すると承知しております。

意見2-3 本年10月以降に実施されるNTTデータの組織再編によって、法人向けサービス市場でNTTグループの連携状況がどう変化するのか、市場検証会 議で検証することが必要。NTTデータの公正競争条件の承継について、規制の潜脱が行われないよう共同調達指針に基づく検証に加え、市場検 証会議において継続的な確認・検証が必要。

公正競争条件の対象事業者である NTT データは、隣接領域である「ソリューション市場」でトップクラスの事業者であり、法人向けサービス市場の検証で、当然にその影響を検証する必要があります。特に、本年 10 月以降に実施される NTT データの組織再編によって、法人向けサービス市場で NTT グループの連携状況がどう変化するのか、市場検証会議で検証することが必要です。

また、NTT データの公正競争条件の承継(NTT データ HD・国内事業会社)について、海外事業会社等(NTT Ltd. 等含む)を通じて、規制の潜脱が行われないよう共同調達指針※に基づく検証に加え、市場検証会議において継続的な確認・検証が必要だと考えます。仮に、海外事業会社等により潜脱行為が行われるようなことがあれば、公正競争条件の承継先事業者について再検討が必要です。

※「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共 同調達に関する指針」(令和2年8月) ○ 今後の市場検証等の参考とさせて 無いただきます。

【KDDI 株式会社】

意見2-4 「客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証」を継続的に実施していくことが必要。

令和2年度末の NTT ドコモの上場廃止以降も既存のルール等に基づき現在は公平性が担 ○ 今後の市場検証等の参考とさせて 無

いただきます。	
○ 賛同の御意見として承ります。	無
利用を防ぐための措置・実施状況等の詳終 利用を防ぐための措置・実施状況等の詳終	田について、市場検証
度検証の結果も踏まえ」、「NTTドコモグル	レープ再編成に伴い新
○ 賛同の御意見として承ります。	無
	F緯根拠」については
7 THE P. LEWIS CO., 19 THE P.	
○ 御指摘の点については、年次計画	無
中、「3 電気通信事業者の業務の適	
に「検証の透明性を確保する観点か	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
y c c c c v rerec sv y	
	利用を防ぐための措置・実施状況等の詳線 度検証の結果も踏まえ」、「NTTドコモグル

ち、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細 について、市場検証会議においてヒアリングを非公開で実施し、確認を行うった上で、可 能な範囲でその結果を公表する。

(※1) 具体的例示簡所

令和3年度年次レポートp.161 第2章 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制 に関する遵守状況等の確認結果(固定系)

「監査部門が設備部門に対して指摘事項又は指導等を行い、それらを受け、設備部門にお ける改善の取組がなされていることを確認した」

(※2) 公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日) p. 29 非公開会合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、検証プロセスの詳細まで は公開できないにしても、可能な範囲でヒアリング項目や検証結果の概要の公表などを行 うことも考えられる。

【ソフトバンク株式会社】

意見2-8 本年7月に実施された新ドコモグループの組織再編については、年次レポート(案)の「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」に沿 って、市場検証の取組が行われるべきであり、まずは、市場検証会議において本組織再編の詳細や公正競争への影響についての説明をNTTグル 一プに対して求め、当該説明に対する競争事業者の見解を踏まえた上で、公正競争上の問題が生じていないか、又は、生じる恐れがないのかに ついて検証することが必要。特に、NTTドコモにより不当な優先的取扱い等の禁止行為規制の違反や潜脱するような行為が行われていないかに ついて、継続した確認が必要。

本年7月に実施された新ドコモグループの組織再編は、NTT ドコモによる NTT ぷららの吸 │ ○ 年次レポート(192頁) に記載のと │ 無 収合併といった禁止行為規制の潜脱につながる組織再編(※1)をはじめとした、公正競争 への影響が強く懸念される旧NTT からの分離会社であるNTT ドコモ、NTT コム及びNTT コム ウェアの事業を再編(※2) するものとなっております。

本組織再編については、年次レポート(案)の「市場検証の取組における組織再編に係 る対応等」に沿って、市場検証の取組が行われるべきであり、まずは、市場検証会議にお いて本組織再編の詳細や公正競争への影響についての説明を NTT グループに対して求め、 当該説明に対する競争事業者の見解を踏まえた上で、公正競争上の問題が生じていない か、又は、生じる恐れがないのかについて検証することが必要です。

特に、NTT ドコモが、不当な優先的取扱い等の禁止行為規制の違反や潜脱するような行為 が行われていないかについては、継続して確認していくことが必要です。

(※1) 年次レポート (案) の「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」で取り組 みを行うとされた「NTTドコモのよる特定関係法人の吸収合併」に該当。

(※2) 本年7月に実施された新ドコモグループの組織再編

- NTT ドコモによる NTT ぷららの吸収合併
- NTT コムウェアによるドコモ・システムズの吸収合併

おり、「今後、NTTグループにおける組 織再編が発生した場合には、今年度 明らかにした市場検証の取組におけ る組織再編に係る対応等に基づき、 適切に対処して」まいります。

- ・ NTT コミュニケーションズから NTT ドコモへのネットワークの移管
- ・ NTT ドコモと NTT コムの法人事業の統合 (NTT コムの完全子会社としてドコモビジネ スソリューションズの創設等)
- ・ NTT コムから NTT レゾナントへのコンシューマ向け事業の移管
- ・ NTT ドコモによる NTT レゾナントや NTT イフの完全子会社化 など

【KDDI 株式会社】

意見2-9 新ドコモグループの統合について、引き続き市場の動向の変化や、公正競争を阻害するような行為がなされていないか注視し、問題が生じている場合には、速やかに必要な措置を講じることを要望。

今回の新ドコモグループの統合は、それぞれの分野において市場影響力のある会社による統合であり、移動通信市場、固定通信市場および法人向け通信サービス市場における競争環境に大きな変化が生じる可能性が想定されますので、総務省殿においては、引き続き市場の動向の変化や、公正競争を阻害するような行為がなされていないか注視いただき、問題が生じている場合には、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。

○ 今後の市場検証等の参考とさせて 無いただきます。

【株式会社オプテージ】

- 意見2-10 市場支配的な MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いや接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用の実態を把握・検証することは、公正な競争環境の確保につながる。検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時問題解決がなされるよう必要な措置を講じることを要望。
- ・ 市場支配的な MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いや接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用の実態を把握・検証することは、公正な競争環境の確保につながると考えます。
- ・ 検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時問題 解決がなされるよう必要な措置を講じていただくことを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

○ 今後の市場検証等の参考とさせて 無いただきます。

■3 その他

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見3-1 パブリックコメントの受付締切日時の記載についての意見		
受付締切日時の「5日0時0分」は「6日0時0分」の誤記ではないか? 意見公募要領	○ 「6日0時0分」が正しい受付締切日	無
では意見提出期間は5日までと規定されているのだから。	時ですので、修正しました。	
【個人1】		
意見3-2 携帯電話の販売代理店における業務についての意見		
以前から不正行為の温床である携帯電話代理店の問題は抜本的な対策が取られず、つい	○ 参考の御意見として承ります。	無
先日、顧客に無断でスマホ契約を行う重大な犯罪行為が発覚した。		
この事件は内部監査等で発覚した訳でなく、ユーザーが料金明細に違和感を覚えた行為		

を代理店に問い合わせ、やり取りの内容が Twitter に暴露されていた事ではっかくしている。

なお、代理店は話し合いで事が総務省に認知されないように本人へ面会を申し込もうとしていたが、Twitter内で「同様の手口」をやられたユーザーとのやり取りで応じず、正式に通報する事が決断されている。

不正契約したスマートフォンは今回発覚は1台のみであったが、より組織的に行えばスマートフォンだけでなくSIMカード、要はオレオレ詐欺や現在若年・学生層を中心に大流行している大麻・覚醒剤売買用飛ばし携帯を「大量に犯罪者向けに捌く」事が可能である。

ソフトバンクだけでなく、NTT・KDDI も同じ系列の代理店が契約獲得代行をする状態となっており、ソフトバンク固有の問題でも無い。

根本的に不正の温床となる「多額のキャッシュバックを前提とした通信サービスのたたき売り」、「犯罪行為が発覚してもやった担当者だけをスケープゴートにして犯罪をさせるような契約獲得方法を示唆・命令した代理店の統括本部やMNO4社の営業部は裁かれない」事が事態を誘発した真の原因である。

本格的に4社 MNO の責任を連座制にさせる電気通信事業法の改正が絶対に必要であり、 キャッシュバックを完全廃止しそれに依存する代理店が全て潰れても犯罪抑止のために必要な措置であると改革を断行するべきである。

顧客に無断でスマホ契約、ソフトバンク代理店で発覚 本社は事実認め謝罪 「不適切行為があった」

https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2207/12/news203.html

不正を告発した当該人物

https://twitter.com/SB\_kowai

【個人5】